

平成23年6月甲良町議会定例会会議録

平成23年6月8日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 会期の決定
第3 報告第1号 平成22年度甲良町繰越明許費繰越計算書について
第4 報告第2号 平成22年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告について
第5 報告第3号 平成23年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告について
第6 発議第7号 偽証罪告発等に関する手続事務の一切を委任することについて
第7 議案第20号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第2号）
第8 議案第21号 せせらぎの里こうら設置および管理に関する条例
第9 一般質問

◎会議に出席した議員（12名）

1番	西川誠一	2番	丸山光雄
3番	丸山恵二	4番	木村修
5番	金澤博	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	河上達次郎	10番	山田壽一
11番	西澤伸明	12番	藤堂与三郎

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	北川豊昭	教育長	堀内光三
総務課長	山本貢造	会計管理者	山本昇
教育次長	金田長和	産業課長	茶木朝雄
企画監理課長	米田義正	人権課長	中山進
税務課長	建部真理子	建設課長	若林嘉昭
水道課長	茶木作夫	住民課長	中川愛博

保健福祉課長 川 嶋 幸 泰
直売所準備室長 阪 東 克 美

学校教育課長 橋 本 悟

◎議場に出席した事務局職員

事務局 長 大 橋 久 和

書 記 宝 来 正 恵

(午前 9時12分 開会)

○藤堂議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成23年6月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 丸山恵二議員および4番 木村議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの8日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告および提案説明を求めます。

町長。

○北川町長 本日、平成23年6月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町政全般にわたりまして格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明の前に、若干の行政報告をさせていただきます。

3月11日に発生しました東日本大震災から間もなく3カ月がたとうとしております。その状況につきましては、皆さん報道でお知りいただいているところでございますが、本町に関する取り組みについて若干ご紹介をいたしたいと思っております。

義援金や支援物資では議員の皆さん、町民の皆さんの温かいご援助をいただきました。この場をおかりしまして厚く御礼を申し上げます。

支援物資は4月20日に4トン車に積み込み、福島県双葉郡の檜葉町、大熊町の皆さんにお届けいたしました。

また、福島から下之郷のグループホームけんじいの家避難されていた23歳の男性も関西で就職したいとの希望がかない、彦根の企業に就職が決まり、5月20日に引っ越しを済ませているところです。

人的支援では、4月末から行政事務職員1名が義援金や生活再建支援金事務で岩手県宮古市へ、5月には避難所内における健康支援のため保健師1名が福島県ビッグパレットへ、6月には水道職員が岩手県陸前高田市へ給水業務にと、それぞれ1週間から8日の日程で支援に出ています。

私たちの町は小さな町ですが、今後もできる限りの支援をしていきたいと思っております。

5月13日、14日には、平成23年度のまちづくり協議会等の先進地研修に、兵庫県西播磨へ26名が行ってまいりました。本年は食育を研修テーマとしました。昨年食と健康はすべての生活の基本であり、私たちの生活におけるあらゆる分野にわたって重要な役割を担っているとの考え方、甲良町食育推進計画および健康増進計画を作成いたしました。

その具体的取り組みを図るべく、西播磨地域での水と緑の郷づくり構想、とりわけ食を通じた直売所、またその中心である地産地消について学習してまいりました。

少し中身を紹介しますと、食の達人制度と銘打って、安全・安心な農作物、加工品の生産に必要な技術を習得し、実践供給ができる人や地域のリーダーを育てる認定制度があり、認定者数は1,047人でありました。その方たちが各地域の加工グループの設立や運営のリーダーとして活動されているようです。

また、担熊という食堂では卵かけご飯の店をオープンしてみると大盛況で、地元の米の消費拡大と卵生産が結びつき、想像以上の運営となっているとのことでした。

農業の6次産業化が提唱されています。これは、1次産業と2次産業と3次産業を足し算すると6次産業ということになります。生産、加工、販売を可能な限り農業が取り戻し、ライフワークを誇れる姿、まちづくりに活かそうというものです。食や土へのこだわりやライフスタイル、経営管理、そしていろいろなものの組み合わせによる可能性に感動し研修から帰ってきたところです。

本町でもこの5月より果樹、野菜、花卉の栽培管理等の技術講習であるせせらぎ農産物直売所研修を3月まで11回開催しているところですが、この研修での効果を期待したいと思っているところであります。

それでは、本日提案をさせていただきます案件について、その概要を説明申し上げます。

報告第1号は、平成22年度一般会計予算において、翌年度に1億1,751万3,000円の明許繰越をしました繰越計算書の報告であります。

報告第2号及び報告第3号は、滋賀県市町土地開発公社の平成22年度事

業ならびに財務諸表の報告および平成23年度事業計画収支予算と資金計画の報告でございます。

議案第20号は、平成23年度一般会計補正予算（第2号）で、2,344万9,000円を増額し、補正後の予算額を36億4,544万9,000円とするものでございます。

主な補正項目といたしましては、歳入では国庫支出金における狹隘道路整備補助金等の増、県支出金における個性輝く自治会活動支援補助金等の増、繰越金の計上、諸収入における建物共済金、町営林、高圧線伐採保障等の増、歳出では、総務管理費における弁護士報酬、個性輝く自治会活動補助金の増、社会福祉費における保健センター駐車場舗装工事による増、道路橋梁費における測量設計業務による増、小学校費における西小学校木の交流館落雷による施設修繕等の増等の補正でございます。

議案第21号は、平成23年7月にせせらぎの里こうら農産物加工所が完成予定であるため、地方自治法第224条の2第1項の規定に基づき、せせらぎの里こうら設置および管理に関する条例の制定をお願いするものであります。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○藤堂議長 次に、日程第3 報告第1号から日程第5 報告第3号までを一括議題といたします。

報告書が提出されておりますので、順次報告を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、報告第1号 平成22年度甲良町繰越明許費繰越計算書について、一般会計予算分でございます。説明をさせていただきます。

地方自治法第213条第1項の規定により、平成22年度甲良町一般会計予算において次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をいたすものでございます。

お開きをいただきたいと思います。

6款 農林水産業費1項 農業費、事業名、農産物加工兼販売所建設等事業、翌年度繰越額3,097万4,000円、9款 消防費1項 消防費、町防災行政無線更新業務委託2,289万円、10款 教育費1項 教育総務費、西小学校エレベーター設置等事業4,760万8,000円、東小学校障害児対策事業1,304万1,000円、5項 社会教育費、図書館多目的トイレ改修事業300万円、合計、翌年度繰越額1億1,751万3,000円、未収入特定財源として国庫支出金4,358万6,000円、地

方債 2,940 万円、一般財源 4,452 万 7,000 円でございます。

続きまして、報告第 2 号でございます。

平成 22 年度滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表の報告についてでございます。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、滋賀県市町土地開発公社の事業報告および財務諸表を報告いたします。

それでは、冊子の方をお開きをいただきたいと思ひます。

4 ページをお願いいたします。

事業関係の土地の保有状況でございます。期末残高の欄でございます。面積は 7 万 2,183 平方メートル、簿価は 7 億 9,941 万 1,604 円でございます。

続きまして、9 ページをお願いいたします。

財務の概要でございます。事業収支の概要といたしまして、事業収益としては用地売却収益、施設収益の合計、5 億 591 万 2,343 円の計上に対し、事業費用は用地費用、用地費用、施設費用、支払利息ならびに管理費の合計、5 億 892 万 8,768 円である。したがって、当期の事業収支は 301 万 6,425 円の損失でございました。償還の完了した 6 号地で事業用地を当該団体に売却をしたというものでございます。

事業外収支の概要といたしましては、基本財産および財政調整基金の運用による収益のみであり、1 万 3,713 円の利益の計上であります。

以上の結果、当年度は 300 万 2,712 円の純損失の計上でございました。

続きまして、報告第 3 号でございます。

平成 23 年度滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画の報告について。

地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、滋賀県市町土地開発公社の事業計画収支予算および資金計画を報告するものでございます。

冊子の 1 ページをお開きいただきたいと思ひます。

大きな 2 でございます。事業関係、(1) 土地の取得造成については、新規事業の申し出予定は現在のところありません。

2 点目、土地の管理・処分でございます。23 年度の処分予定は 9,284 平米、残金が 1 億 4,947 万 4,000 円、利息が 1,043 万 4,000 円、合計 1 億 5,990 万 8,000 円でございます。

続きまして、3 ページ、平成 23 年度滋賀県市町土地開発公社収入支出予算でございます。

予算総額を、それぞれ 1 億 327 万 6,000 円と定めるものでございま

す。

続きまして、9ページでございます。

土地開発公社の資金計画でございます。事業資金といたしましては、平成22年度末借入金残高1億9,291万5,000円、今年度の借り入れはゼロ、返済は9,611万4,000円、平成23年度末の借入金残高は9,680万1,000円になる見込みでございます。

以上でございます。

○藤堂議長 これをもって報告を終わります。

次に、日程第6 発議第7号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 発議第7号 偽証罪告発等に関する手続事務の一切を委任することについて。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

平成23年6月8日。

甲良町議会議長 藤堂与三郎様。

提出者、西澤議員。

賛成者、建部議員、同じく賛成者、藤堂一彦議員、賛成者、木村議員、賛成者、宮寄議員。

○藤堂議長 この発議は、西澤議員が提出者となっておりますので、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 発議第7号を提案させていただきます。

読み上げまして提案にかえさせていただきます。

偽証罪告発等に関する手続事務の一切を委任することについて。

甲良町官製談合調査等特別委員会（百条委員会）での偽証罪告発等に関する手続事務の一切について、議長および次の者に委任する。

記。

住所、滋賀県大津市京町3丁目4番12号、アーバン21、5階、滋賀第一法律事務所。

氏名、弁護士、玉木昌美。

生年月日、昭和31年2月3日です。

表題に若干つけ足してご説明いたしますと、偽証罪等というようになっておりますのは、ご存じのように、去年の12月8日、調査委員会での可決を経て翌日の12月9日、書類提出の拒否についても告発の手続を行いました。それも含んでおります。ちなみに、皆さんに今日お配りをさせていただいて

おります発議第7号、参考資料を見ていただきたいというように思います。

ここに書かれていますのは、あくまで概略でありまして、この官製談合疑惑、そして、それに関連する兼業禁止問題の経過の概要をメモ的に羅列しているものでございます。そこにあります12月8日、百条委員会での偽証罪と、それと資料提出の拒否罪についての告発を行いました。そして、12月9日に本会議でこの議案が可決をして、12月21日に大津地検に告訴状を提出いたしました。そして、4月22日に正式受理をしたことが判明をいたしました。この正式受理は12月9日の議決を経たうちの書類提出拒否についてであります。そして、大津地検の方から、その下にあります偽証罪の告発については書類、つまり書類が不備ということではなくて、どこが偽証に当たるのかというのを補充書を提出するよという連絡がございました。

ですから、その後検察とのやりとり、そして基礎に進むのか、不起訴になるのか、そういう点でも法律的な準備が要るところでありまして、今回弁護士に、玉木昌美先生に依頼をすることで提案をさせていただきました。どうぞよろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 私は、実は昨日、全協は2カ月に一ぺんの検診の日と当たりまして欠席させてもらいました。そしてまた、体調不良で今も血行障害であまり調子がよくありませんので、大きな声で質疑等は難しいとは思いますが、何点か質問させていただきます。

まず1点目です。百条委員会は、今年の12月議会で終結しているのに、なぜ今百条委員会の名前を使ってこの議案が提出されているのか。そして、これは西澤議員にお聞きしたいんですが、百条委員会は12月議会で終結している。そして、終結しているにもかかわらずなぜこの百条委員会の名前を使っているのか、1点目。

2点目は、もし、百条委員会が継続しているのならば、この玉木弁護士に対しての弁護士の着手金と弁護士費用は要らない。継続しているのであれば同一事件であり、こんな必要はない。だから、これは継続しているのか、百条委員会は終結しているのか、どちらかはっきりと答えていただきたい。2点目。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 金澤議員の疑問に、質問にお答えいたします。

というのは、その質問自体の趣旨がよくわかりません。というのは、百条委員会というのは、皆さんもご存じのように、金澤議員も含めて終結がされ

て解散となりました。しかし、調査報告書を世に出す、議会以外に訴えるという手続を経て皆さんの手元にもございますし、町民にも配りました。そして、金澤議員が言われましたように、要点記録、そして、9回からだと思えますが、要点ではなくて全記録がされています。これも金澤議員の要望で各字の公民館ないしは集会所などに配布をされています。

ですから、百条委員会が行った調査結果、そして調査の足取りは明然であります。そういう点で、百条委員会の名前で今回出しているのではないということをご理解いただきたいですし、その誤解を解いていただきたいというように思います。

継続しているのか、していないかという点ですが、明確に、先ほども言いましたように、百条委員会は12月の、この参考資料を見ていただけたら結構なんです。9日、本会議において委員長報告が可決になりました。可決になったのと併せて議長の口述で全員の採決、異議なしで百条委員会は目的を達成をしましたので終わっています。この百条委員会の目的が終わったのは、調査の中身が終わったということでありまして、調査委員会が消えて凍りのように溶けてしまったということではございません。この功績を文書としても、調査結果としてもまとめています。そういう点で、そのことに基づいて百条委員会の結果に、調査結果に基づいて町長さんも要請で動いていただきましたし、そして、議員の皆さんが、有志が告発に向けて準備をしたということですのでご理解いただきたいと思えます。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 今、西澤議員は、百条委員会は終結したと。終結したのならば、なぜここで百条委員会と括弧してわざわざ明記してあるのか。百条委員会は12回も調査委員会の中でいろいろ詳細も含めて全部調査したんですね。その結果をふまえて議会で議決した。それを検察に告発した。それなのになぜここに名前を使うのか。これは全然合点がいかない。今、西澤議員が説明していますけども、それならこれは別の問題になると思います。この偽証罪というのはですね。いったん終結した問題をまたこれからということはどういうことか。それは、あなたなら百条委員会を解散した場合は、議会で議決したということは、後から質問しようと思っていたんですけれど、4月27日に、一応去年の12月23日に議会在告発して、そして、私の聞いた話では4月16日に検察側から差し戻し、要するに受理しない、できないということと返ってきていると報告があったと聞いています。それなのに4月27日に臨時議会が開催されています。そのときになぜその報告が議会に出されなかったか。先ほどの1点目も含めてこの問題はおかしい。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 金澤議員のご質問にお答えいたします。

4月27日に臨時議会が開かれているのに、なぜ議会に報告しなかったかという、そういう趣旨の質問でよろしいでしょうか。

そして、もう1つ、何か百条委員会は続いている。だのに百条委員会の名前が出ているのはおかしい、こういう2つの質問だと、疑問だというように思いますが、それにお答えをしたいと思います。

1つの、百条委員会の名前がここに出ているというのがおかしいというのがご理解がいただけないかなというように思うんですが、百条委員会が3月9日、この経過中では間違いが起きますので、私、メモにしていまいりました。去年の3月9日に設置がされました。そして、金澤議員ご存じのように、調査報告書が出されて、そして、金澤議員と亡くなられた山崎昭次議員の連名で少数意見が出されました。これはれっきとした百条委員会の足取りであります。その百条委員会の足取りがどうだったかというのはそれぞれの判断でありますし、百条委員会の結果に基づいてそれぞれが行動し、そして、調査報告書は百条委員会の名前で出されています。出されたことによって百条委員会は解散をしています。ですから、今現在存在はいたしません。

しかし、百条委員会の足取りをふまえて告発があり、そして、それぞれ町民の判断がございます。そういうことをまずご理解いただきたいと思います。

もう1つ、4月27日、なぜ報告がなかったかということなんですが、わざわざ報告する必要がないと考えていました。というのは、この官製談合疑惑にかかわった偽証罪の告発について、この告発そのものを受理しないとなったわけではございません。どこが偽証罪に当たるのか、特定をするようにということで説明を求める連絡がありましたので、つまり百条委員会の結果に反対をする方を集めてどういう補充書を提出するか、どういう文書をつくるかというのは全く論議になりません。その枠組みで調査報告書に基づいた、どこが偽証に当たるのかというのは議長に委任された事務であります。議会が決議をした、その範囲内とする作業でありまして、議員の皆さんにとりたてて連絡する必要がなかったと考えています。

以上です。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 何とも理解できないような、私の理解できないような答弁ですね。第一議会で議決したことがなぜ議会に報告がないのか。これは、議会というものは私も含めてみんな町民から選出された議会議員ですよ。議会で全員が協議して、多数決であろうと、賛成が少数であろうと、決したことに対して、それを告発した内容を何で議会に報告できないのか。議会が私物化されているのと違いますよ。一部の人間だけの議会じゃありませんよ。議会で議決し

たことは議会に報告するのは当然の義務であります。なぜそのことがこんな答弁になるのか。全然理解できない。議長、もう一度。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 議会の私物化と言われましたですけども、前議長が私物化をした問題、私も幾つも被害を受けております。一つ一つ挙げれば切りがございません。そういうことを取り上げて言っていただく必要はないというように思います。

というのは、官製談合疑惑について疑惑ありという結論が出ました。それに基づいて、それと比較をし、また、それぞれの事実関係等を比較をしますと、偽証罪に当たる百条委員会での証人の証言がございます。これを一つ一つ特定をするというのは偽証ありというように決議をした、最後まで聞いてください。偽証ありと決議をしたものの行う仕事であります。

そういう意味で課せられた委託行為として、その枠内で作業をする問題でありますので、議会全体に報告する義務はないというように理解をしていますし、金澤議員の質問は3回目でありますので、以上であります。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 これは一般質問じゃありませんので、質疑というのは何回で打ち切るか、そういうルールがあるんですか。

○藤堂議長 3回です。

○金澤議員 これ、今度3回目ですね。

○西澤議員 4回目です。

○金澤議員 この問題は3回目で、さっきの問題は1回目だったやないですか。

○西澤議員 いや、違います。この議案で3回目です。議長、厳正なる運営をよろしくお願いします。

○藤堂議長 私も金澤議員は3回質問されたと思うんですけども。

○金澤議員 そしたら、納得はいきません、私は。それでもこの質疑はこれで打ち切ります。ルールがあるのでしたら。

そしたら、その次に、なぜ4月27日に議会に報告できなかった、理由があったと思うんですけど、その理由を聞かせてほしい。

○藤堂議長 先ほど……。

○金澤議員 それとは内容が違います。

○藤堂議長 先ほど西澤議員、答弁されていると思うんですけどね。

○金澤議員 答弁が入っているんですか。

○藤堂議長 されていると思います。もう1回、西澤議員、特別に。西澤議員にバトンタッチします。

○西澤議員 金澤議員の再度の質問にお答えいたしますが、4月22日にわか

っていないながら4月27日になぜ報告しなかったか。金澤議員の情報は、どこか検察の重要なところから連絡があるようですね。16日じゃありません。私たちが聞いたのは、翌日の4月23日です。検察から連絡がありましたのは4月22日付になっています。

そして、これは議案でもありませんし、陳情や請願でもございません。また、発議でもございません。議長サイドで処理をしてくださいという内容になっていますので、事務局サイドで、議長サイドで処理をされているというようにご理解いただければいいと思います。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 それでは、内容を変えて質問したいと思います。

22日ということによって……。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 議長、議案はこの発議第7号1つです。議会規則、条文は忘れましたが、1議案についての質問は1議員3回というように決まっています。こういうように内容を変えれば3つ行えるというようにはなっていません。そういう点で、進行をよろしくお願いいたします。

○金澤議員 これは一般質問じゃないから関係ないと思いますよ。質疑でありますから。疑問をただすのが議員の立場ですから。

○藤堂議長 お答えしておきますけど、質疑も3回目の原則があります。法何条か、ちょっと調べますので、暫時休憩します。

(午前 9時50分 休憩)

(午前 9時55分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開をいたします。

今の金澤議員の質問にお答えをしておきますけれども、標準規則の第55条、質疑は同一議員につき、同一の議題について3回を超えることはできない。ただし、特に議長の許可を得たときはこの限りではないとなっておりますので、先ほどこの限りではないをもう適用しましたので、金澤議員のこの議案に対する質疑は打ち切らせていただきます。

ほかにありませんか。

1番 西川誠一議員。

○西川議員 この官製談合事件は、私自身もおかしいというのはもともとと思っていますが、きのう西澤議員からも指摘されましたので、私、10時間かけて要点記録を読ませていただきました。今現在、私が思っているのは、まず、町長が告発されている官製談合事件の審理の様子を見てからでもいいのではないかなというのが私の思いなんです。甘いかわかりませんが、弁護士費用もかさんでいくわけですし、その辺のところ、内容的に私が昨夜読ませ

ていただいたのは、偽証罪云々も全部あるんでしょうが、審理がどういうふうにされていくのか、私は手法はわかりませんが、その辺のところでは審理内容を見ていけばいいのではないかなというふうに私は思います。

○藤堂議長 意見だけですか。

西澤議員。

○西澤議員 西川議員の質問の形ではございませんが、当然の疑問だというように思いますので、お答えをしておきたいというように思います。

この12月21日に提出をいたしましたときも、検察の事務官は本体の告発はいつ提出されますかというのをしきりに聞いておられました。つまり報道を見て、談合疑惑、これが談合告発に進む。そして、入札妨害等、この本体の告発も準備されているという報道がありましたので、このことと一体で審議をしたいというのが事務官の考え方でした。

ということですから、この成り行きを見てということではありますが、一体として偽証罪に当たるかどうかということを検察の側に審議をしていただく、操作をしていただくということが大事ですので、同時進行で検察の方も同時進行で進めていきたいという意向でもございますし、今回偽証告発についての補充書、つまり、どの部分が偽証に当たるのかということについての叙述をした文書の提出、これは非常に法律的な細部の問題もございまして、判断もございまして、そういうことで事務委任をしていく必要があるというように考えました。よろしく申し上げます。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

山田議員。

○山田議員 10番 山田です。

この偽証罪というのは、百条委員会の結果を終えて、皆さんが何名かの議員さん、多数の議員さんが何らかの根拠があって偽証だという結果が出てから、当時玉木弁護士さんにも相談し、告発状を作成し、そして告発という経緯に当たったと思っております。

その玉木弁護士さんに当時も助言も、委員長の方から玉木弁護士から助言もいただいていると、報告書の作成についても助言もいただいているという弁もございました。その弁護士さんが作成された報告書、そしてまた、この結果を告発状が検察庁からの指摘で不備といいますか、説明不足だという答えが返ってきたと。

ということは、それだけの力量の弁護士ではないかと。また、恐喝未遂事件の弁護士さんでもあり、そのような同じような弁護士さんになぜ再度依頼をするのか。また、新たな優秀な、もし同じ経費を使うのであれば優秀な弁護士さんがまだまだおられると思うんですけども、その点、ちょっとお伺い

いたします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 山田議員にお答えいたします。

まず、山田議員もご承知のように、百条委員会そのものも非常に法律的な判断が必要な委員会の調査活動でした。ですから、山田議長も調査委員会が立ち上がった当初、法律的な弁護士、明るい人たちに助言を求める研修をしたらどうかということをおっしゃっていただきました。このことは百条委員会の指導の段階、つまり始まりの段階で提起をされておりましたし、私たちも全くの素人であります。

しかし、12回の経過を経てまとめることができました。もちろん夏以降から玉木弁護士の法律的な助言をいただいたことは事実でありました。7月3日の調査委員会で委員長一任でまとめることについての一任がされ、委員長のサイドで弁護士を探していただくことをしていただきました。玉木弁護士に何人かの弁護士の後、たどり着いたわけですが、百条委員会の中身、そして、官製談合についての深い分析がされているという判断で委任をした経緯がございます。そういう経緯をご理解いただきたいというように思います。

もう一つは、百条委員会でまとめたのに、今回また偽証告発についてやり直しをする。これはやり直しではございません。偽証告発の手続、告発状はそのものであります。そこで不足する部分とか、説明する部分、それから、証拠の新しい出し直し等は手続の後、されます。ご存じのように、山田議長が山田壽一議員を告発するという中身が4つのうち1つ入っています。非常にこれは形式上は議会を代表する、当時12月の議会では山田議長が議会を代表する方でありますので、山田議長の名前を使っていくというのは当然自然なことですし、事務手続上そういうことになっています。

ですから、検察の方も、この4月22日に連絡がありましたのは、この際議長さんがかわっておられるならば、山田壽一議長が山田壽一議員を告発するという不自然な形を変えていただいたらどうでしょうかということで、議長が新しくかわっているということを情報で知っておられたんだと思いますが、そういう出し直しをしてください。不受理ではありません。そういう点、ご理解いただいて、お願いしたいと思います。

○藤堂議長 事務局長。

○大橋事務局長 今の説明で、先ほど山田議員のほうから聞かれていた偽証罪告発を玉木先生にお願いしていたのに、またなぜかということになりますが、実は偽証罪告発は事務的に私がやりまして、あのときは、玉木先生は一切告発に関しては携わってもらっていません。百条委員会で切れましたので、そ

れで終わり。百条委員会で玉木先生は終わり。ですから、議会から告発するという告発状は、議会がつくったというふうな手続になっています。手続の説明は、今ちょっと不十分でしたので私の方から説明させていただきました。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 当初、私が議長をしておりまして、告発状の名前は私の名前で全員の告発状をつくったと思います。私はちらっと目を通したんですけども。それを当時、私は検察にお伺いして、そういう形でいいのかということを考えてから提出してくださいということを事務局によく要請してありました。

にもかかわらず、私が議長印を押して30分から40分もしないうちに検察庁に向かうというような、電話をすればそういう結果でした。というのは、告発しなければならない事象が、議長が確認をしてからそういうふうに慎重にやってくれと言っているにもかかわらず、そのような事務局サイド、そしてまた、ある一部の議員さんが走ったと。

そういう観点から、この告発状が不備だというようなことが検察庁から連絡があれば、当時私も議長をしておりましたので、私に連絡があってしかるべきではないかと。私はそう思っております。私もまだ甲良町議会の議員でありますので、そういう結果を知る権利もありますし、そういうことを伏せていた原因、わけ、それをちょっとお尋ねしたいと思っております。事務局、そして議長、どちらでも結構です。よろしくお願いいたします。

○藤堂議長 今の質問は、あまり関連をしていないのでどうかと思うんですけども、答えられますか。

西澤議員。

○西澤議員 山田議員の質問であります。発議7号にかかわる質問をしていただきたいというように思います。議長や事務局は答弁の当事者ではございません。そのことをよくご了解いただきたいというように思います。

それで、議長になぜ、当時議長であった山田壽一議員に検察の方からの連絡をなぜしなかったか、知る権利があるとまで言われました。議会の議長が終わればただの議員です。今の藤堂議長も任期を終われば告発や、それぞれのいろんな対外的な名前を連ねていますが、終われば連絡はありません。

そういう点で、1回議長になったからといってその連絡をしなければならないというようになりませんので、それは一議員として、この偽証告発をするという枠の中での作業です。

もう一度言っておきますが、告発状に不備があった、不備があったというように簡単に言われていますが、告発状の不備はございません。どこに偽証に当たることがあるのかというのを論述して、そういう資料を出してくださいということですので、告発状はそのまま生きて12月9日に議決をされた

ことを生きた上での作業をしてくださいというようになっていきますので、ご理解いただきたいと思います。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 一議員、それは重々私は承知しておりますし、それであれば私も告発した責任も一切今はないという形になっておると思います。

そこで、百条委員会が、偽証罪の根拠があって、先ほど西澤議員がおっしゃられたように、根拠があってそういう採決をしたと。根拠があるのならばその根拠を提出すれば検察庁は納得するんじゃないですか。根拠は、証拠として根拠を提出すれば。それができないということは、それだけ提出書類に不備があったということでしょう。何を訴えて、どこが虚偽が、偽証があったのかという、その証拠を提出しなければ、これ、裁判になりませんよ。告発になりませんよ。あなた方はそれを提出したつもりでやったんでしょう。それが今さらこういう結果になっているんじゃないですか。むだな費用を、むだなと言うとおかしいけども、相当な公費を使って調査をしたんですよ。それを今になってこういう形になっているんですよ、結果は。これ、ちょっと答弁してください。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 山田議員の質問に答えたいと思います。

12月21日に提出に行きましたときの書類を見ていただければわかります。証拠書類、積み上げて10センチを超える証拠書類です。これは百条委員会および町から提出いただいた入札の記録類を全部提出をしています。そして、百条委員会の調査委員会の報告書ももちろん提出をしています。ですから、それに基づいて提出をした。しかし、どこがどういように偽証に当たるのかということ特定して出してください。つまり、検察がわかるように提出をし直してくださいということですので、不備があったり、証拠がなしで提出したわけではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 私は先ほどいろいろ質疑いたしましたけれども、3本ということで行き違えました。しかし、ここで反対討論をしていきたいと思います。

百条委員会で、昨年も言いましたように、昨年12月において終結しているわけです。そのために、法的判断を求めるために議会で議決し告発したものであり、しかし、検察側としてはその内容では受理できないということは、

先ほどいろいろ質問なりにありましたように、どこに偽証罪に当たるのか。それをここに改めて提出もしないで、前回からずっと同じ弁護士で、早く審議しようということを議会に求めていくのは、これは私はもちろん賛成もできないし、このような結果に至ったことは、その内容がいかにも憶測と推察に基づいてつくられた報告書がもとであり、それが今ここで明らかになったと私は思っています。これが本当に12回にわたって作成された報告書に、それが偽証罪に当たる部分が、あの報告書を見ても検察がわからないということは、いかにしてあやふやということが検察がこれで指摘しているわけです。

それで、また検察もそのことについては時間をかけて十分に精査もしているはずですが。また、この上、いったん終結した問題を継続と言って多額の公費を使い、この問題を再度問題視することは到底許されないことであり、当時の提出者、今も提出者であります西澤議員は、私に委員会で責任をとる、そういうような覚悟をしているということを明言しているわけです。だから、この12回も調査した報告書の中でまた再提出しなければならないということを、十分に責任をとるということをこの場で明らかにしてほしい、私は今後。

そして、またこれと同一、出しています提出者の賛成者に、やはりこの問題はもう一度しっかりと考えていただき、この問題が本当に提出するだけの価値があるのかなのか、その辺をよく見きわめてほしいと思います。

そういうことをふまえて私の反対討論といたします。

○藤堂議長 ほかに。

山田議員。

○山田議員 私も反対討論をさせていただきます。

もう1点、この偽証罪、そして、書類の不提出という形をおっしゃられていましたけども、書類の不提出は、私が当時議長をしておりまして百条委員会から濱野議員に、個人が支持者あてに提出した、配布した文書を百条委員会に提出しろというような書類提出の依頼が、届け出がございました。私も当時は百条委員会、除斥されていまして、内容がわかりませんので藤堂委員長に、なぜ個人的な文書を百条委員会が必要なんだと、その説明が欲しいと。局長にもその説明を求めていました。

そして、私が東京へ議長として出張の間に、私の議長印を事務局の誰かわかりませんが、藤堂委員長と一緒に公印を押し、そして、濱野前議員の自宅に送りつけたと。そして、濱野議員から私が帰ってきた翌日に、このような書類が議長印、議長の名前で来ていると。私は押した覚えもないし、提出した覚えもないのに、そういう書類が事務方で行われていたという、そういう

大きな問題もございました。それも、私も以前町長にもお耳に入れたんですけども、それは大きな問題にならずあれでしたけども。

そういう、濱野前議員は、私に確認をしてから提出をしていないんですよ。別に提出はすると本人は言うておりましたけども、私が出していない書類に応じることはない。誰が出したのかわからない。提出者が誰かわからない。無断に公印を使われていたと、そういう経緯がございます。よって、そういう問題も解決せず、濱野議員の不提出の方を問題とするということが、当時私としては議長としての責任もございまして、そのようなことには一切賛成しかねると思います。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 賛成討論をしたいと思います。

まず、今のご両名の反対討論の意味、内容がちょっとずれているのではないかと思うんですが、この発議第7号に関しまして、偽証罪告発等に関する手続事務の一切を委任することについてとあります。この玉木弁護士に委任するのか、しないのか、どうなんだというのが発議第7号であります。私は、この玉木先生は町からの告発においても、甲良町の顧問弁護士であります船橋先生とともに告発状作業をなされたと聞いております。ともに2人で、顧問弁護士とともに玉木先生も告発をしに行かれたと聞いております。

ということは、玉木弁護士に委任するということは、一切の事情、内容を精通している弁護士であります。よって、この事務手続の一切を委任することについて妥当な弁護士だと私は評価しております。よって、賛成討論いたします。

○藤堂議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第7号を裁決いたします。

お諮りをいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○藤堂議長 ご着席願います。

賛成多数であります。

よって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第20号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第20号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

平成23年6月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 今、続行の意向を示しましたがけれども、行政サイドなり、議員から、暫時休憩の声がありましたので、しばらく休憩をいたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7 議案第20号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第20号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

平成23年6月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第20号 平成23年度甲良町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

それでは、表紙をおめくりいただきたいと思えます。

今回の補正につきましては、2,344万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ36億4,544万9,000円にお願いするものでございます。

その内容につきましては、第1表で説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

歳入、13款 国庫支出金、補正額279万3,000円の追加、14款 県支出金87万7,000円の追加、18款 繰越金1,297万円の追加、19款 諸収入680万9,000円の追加、歳入合計、補正前予算額36億2,200万円、補正額2,344万9,000円を追加し、補正後の予算額を36億4,544万9,000円にお願いするものでございます。

続きまして、次のページ、2ページをお願いいたします。

1款 議会費、補正額73万5,000円の追加、2款 総務費340万4,000円の追加、3款 民生費907万5,000円の追加、8款 土木費558万6,000円の追加、10款 教育費464万9,000円の

追加、歳出合計は歳入合計に同じでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 歳出の方で、議会費の73万5,000円、これはどういう内訳ですか。

○藤堂議長 事務局長。

○大橋事務局長 今の報償費73万5,000円ではありますが、先ほど議決していただきました弁護士の報酬が73万5,000円ということであります。この内訳なんです、前回濱野氏失職処分の取り消し審査請求事件がありました。その成功報酬が、それが31万5,000円です。濱野氏のが31万5,000円です。あと42万円、これが先ほど議決していただいた偽証、書類提出拒否の着手金と成功報酬。内訳を言いますと、21万円が着手金、成功報酬が21万円、合計42万円ということであります。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 7ページですが、輝く自治会活動補助金、きのうの全協で下之郷の昇降機、いす式エレベーターみたいなものですね。いわゆる役場についております。そこで質問は、それぞれの13集落の自治会の中で2階を持って、その必要性があるような対象のところ、ここも追ってといたしますか、そういう要望もあるかと思うんですけども、そういう2階がある自治会館ですね。ここはどれだけあるでしょうか。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 今の西澤議員の質問ですけれど、町内の公民館とか、また、草の根ハウスのほうですけれど、下之郷に2つ、新規と、尼子にも2つあります。それと、長寺東に2つと法養寺に2つということでありまして、ほとんど新たに建てられたところについては平屋建てでございまして、この昇降機につきましては、下之郷の方で2階建てということで、この昇降機をつける場合の条件といたしまして、幅員が、幅ですけれど140、1メートル40以上がないと設置ができないというようなことで、該当するといたしますのは下之郷さんだけかなというふうに思っております。

以上です。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 続きまして、全協でもお尋ねをしたんですが、改めて、この西小学校の管理費のところと、それから狹隘道路の点でお尋ねいたします。

1つ目の西小学校の落雷に伴う改修であります。教育次長の説明ですと20メートルを超える建物について建築基準法で義務づけられている。素人考えでいきましても20メートルにならないところでも実際落雷が生じたということをかんがみ、また、子どもたちが安全に、安心して過ごせる場所という意味でも義務設置から任意設置も含めて当事者、ないしは県や文部省との指導を仰ぐ必要があるのかと思いたしますが、その方向での検討をお願いしたいということが1つです。

それから、もう一つは、狹隘道路の点ですが、設計費から逆算して考えますと、本体工事が大体1億程度になるのかなと。見通しで、計画上で進んでおりましたらどういうぐあいで進んでいるのか、そして、その分も本体道路の、狹隘道路の本工事についても補助の対象に何%なるのかについて、確認の意味もありましてご答弁よろしく申し上げます。

○藤堂議長 教育次長。

○金田教育次長 それでは、お答えをしたいと思います。

西澤議員おっしゃるとおり、大切な子どもたちを預かっています。というようなこともありますし、公共施設全般にもですが、一度県下または全国的な学校施設等の状況も把握しながら、公的な20メートル以上というようなところにとらわれず、一度検討をしていきたいと思いたしますので、よろしく申し上げます。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 ただいまの質問にお答えいたします。

場所につきましては、尼子出屋敷地先の町道尼子出屋敷東柿の木線の道路改良でございます。道路延長は130メートルでございます。道路付近が、現況が2メートル50から3メートル50のものを4メートルの幅員に拡幅する工事でございます。その測量設計費をお願いするものでございます。測量設計費に、これに用地測量も含まれておりますので、幾分高くなっているかなというようには思っております。

また、この後、本体工事、用地補償と入っていくのでございますけれども、補助対象の比率は50%以内でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 今ご答弁いただいたんですが、50%以内ということにちょっとひっかかりまして、状況によっては県や国が50%を切った補助にするという場合もあるのか。それとも、決まりがあるんだろうと思いたしますが、50%程度の補助があるんだろうと思いたしますが、そこを説明をお願いします。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 要項にも50%以内となっているんですけども、ほぼ50%の補助金でございます。あと端数とかそういうのがありまして、50%以内にしておかないと事務的な処理上で、その数字が少なくなるということでこういう文言になっていると解釈しております。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 7ページの民生費の中の保健センター駐車場舗装工事のこの800万円ですけども、この予算、もし議決が得られれば工事の着工予定、おおむねで結構ですので、いつごろ着工される予定であるのか、それをちょっと、きのう全協のときに聞くのを忘れていましたので、よろしくをお願いします。

○藤堂議長 保健福祉課長。

○川嶋保健福祉課長 お答えいたします。

この補正予算を認めていただけましたら、早急に実施設計の方に入りたいと思いますので、設計委託管理の方もお願いしておりますので、それを早急に進めたいと思っております。時期につきましては、10月ごろまでには早急に完了したいと思っております。

○藤堂議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第8 議案第21号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○大橋事務局長 議案第21号 せせらぎの里こうら設置および管理に関する条例。

上記の議案を提出する。

平成23年6月8日。

甲良町長。

○藤堂議長 本案に対する提案説明を求めます。

直売所準備室長。

○阪東直売所準備室長 議案第21号 せせらぎの里こうらの設置および管理に関する条例について説明させていただきます。

本条例は、地方自治法第204条2の規定によりまして定めるものであります。

第1条で設置目的を定めております。

土地生活者との交流活動を通して田園生活の魅力を発信するとともに、特産品の開発や新作物の導入などを行い、町の主要産業である農業の振興を図

ることを目的といたします。

第2条で、名称といたしましてせせらぎの里こうら、位置といたしまして、甲良町大字金屋1549番地の4を定めております。

第3条は、農産物直売所と加工室を置くことを明記しております。

第4条では、施設の管理は産業課で行うことを定めております。

第5条に関しましては、開館時間と休館日を定めております。夏季（4月1日から10月31日）までに関しましては、午前9時から6時まで。冬季に関しましては11月1日から3月31日まででありまして、午前9時から5時までです。休館日に関しましては12月31日から翌年の1月3日までです。

第6条では、せせらぎの里で行う事業を定めております。

第1号で、町民と都市住民等との交流活動に関する事。

第2号、新しい特産品づくりならびにこれのための調査、研究および開発に関する事。

第3号で、農林水産業および地域の情報の収集、発信に関する事。

第4号で、特産品の販路開拓ならびに促進のための調査、研究および普及に関する事。

第5号で、地域食材の供給に関する事。

第6号で、農産物等の加工開発および販売に関する事。

第7号で、その他前各号に付帯する事業でございます。

それと、第7条で、施設を乱したり、損傷するおそれのある者の入場制限を定めております。

第8条では、利用許可の方法について定めております。

第9条は、利用許可の制限、第10条は、利用許可の取り消しについて定めております。

第11条は、施設の使用料といたしまして、加工室に関しまして、午前9時から12時までに関しましては2,000円、午後1時から閉館時間までは3,000円を定めております。

第12条は、利用者の損害賠償について定めております。

付則、この条例は、公布の日から施行する。

以上、よろしく願いいたします。

○藤堂議長 説明が終わりましたので、これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

西川議員。

○西川議員 西川でございます。

1つ、聞かせてほしいんですが、利用の許可という形で施設の利用料金が

あるんですが、これは生産者が販売している箇所も毎日費用がかかるという形よろしいですか。1日5,000円の30日15万の地代だという理解でいいんですか。

○藤堂議長 室長。

○阪東直売所準備室長 直売所の利用に関しましては、現在のせせらぎ農産物直売所さんが利用という前提で考えておりますので、利用料の関係はとりません。

○藤堂議長 金澤議員。

○金澤議員 今の関連しているんですけど、この施設の使用料金はどのような施設をどういうときに使用したときにお金がかかるんですか。例えば、販売所の中にいろんな販売する目的で入っていますね、氷を売るとか、たこ焼きを売るとか、アイスクリームを売るとか、そういうふうな使用料金ですか、これは。

○藤堂議長 先ほど答弁がありましたけど、もう1回。
室長。

○阪東直売所準備室長 今回建設する加工所に関しましては、建て面積の4分の3を直売所に考えておりまして、残の4分の1を加工室というふうに考えております。

先ほどもご質問があったわけなんですけども、その直売所のところにかんしましては、せせらぎの直売所さんが利用されるということで使用料は考えておりません。

加工所に関しましても、第6条でせせらぎの里で行います事業が書いております。こういうような事業に使われまして、そして、直売所のために出品される場合には、最後に書いておりますけども、免除ができる規定もあります。町内で、例えばご質問のありましたたこ焼きとか、そういうような営業の関係に関しましては、施設が地元の農業の振興という建前がありますので、一般の方の営業は考えておりません。

○藤堂議長 丸山恵二議員。

○丸山恵二議員 夏と冬の朝のあく時間ですか、これ、夏の方はあいどうの、これは聞いたんですけど、定かでもないんですけど、あいどうのマーガレットステーション、夏はちょっと早い目に朝をあけて、というのは生ものことがあるので、あまり遅いと商品にあらぬので、朝はもうちょっと早くあけるとか、こんなことは。夕方遅いのはわかるけど、朝の早うあけることはできないんですか。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 今回の提案させていただきました時間帯は、直売所の

役員さんから積極的に、現在は週1回、水曜日が休館日として、そして営業時間は9時から12時までなんです。今回、直売所ができますので、積極的にやっ払いこうということで、1日営業というふうに変わってきています。特に休業なんですけども、年間通して頑張っ払いこうということで、役員会でも、そして総会でも賛成多数で可決されました。その結果を受けましてこれが出てきたんです。それで、冬季の営業に関しましては、開業からの状況とかを勘案しながらまた考えていきたいと思ひます。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 加工所の料金は、なるほど理解できるんですけども、生産者の方が生産物を、この設置とは併用しているのかどうか、ちょっとわかりませんが、生産をされたものを販売するという形で何%かの、よく聞くと10%か15%とかの手数料を引いての値段とかいうことを聞くんですけども、それが1点と、そして、生産者は町内の生産者に限るとか、多賀町さん、豊郷町さん、愛荘町さん、いろいろな生産者がおられますけども、そういう方々の条例に、規定はどうなっているのか、ちょっとお伺ひいたしたいと思ひます。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 まず、手数料の関係なんですけども、直売所の組合の規約に、販売額の15%の手数料をとるというふうに変更されております。入会金に関しましては、町内は2,000円、今年度から年会費をとるということになりました。町内では1,000円、そして、町外の方は2,000円という形です。これはできるだけ、会員になったら1回も出荷しないという会員の方が若干おられますので、その方に対する啓蒙も兼ねまして年会費、そして、近隣の直売所でもそういうような形でやっておりますので、そういうような形に変わってきております。

会員さんに関しましては、当然町内の生産者、加工者が中心です。ただ、甲良町内でないものもござひますので、こういうような方で直売所の規約の目的に合致する方に関しましては、役員会に諮りまして、その会員が是非を問うような形になっております。

経営とかの関係は、直売所の方でやっ払いってもらひますので。

○藤堂議長 山田議員。

○山田議員 ということは、15%の費用をいただひて、建物の償還とかいろいろなものに充てられるとか、そういうことも考えておられるかもわかりませんが、会計云々は直売所さん、組合さんに全部任せていくという形になって、建物の管理は産業課さんがやられるんですけども、経営というか、販売というのは組合の方にすべてお任せという形なんですか。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 経営に関しまして、産業課の方が事務局という形でかかわっております。

○藤堂議長 山田議員、今の答弁でよろしいですか。

○山田議員 いいです。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 審議上の、私、質問というか、意見です。6月1日から議会運営委員会でこの条例が出されてきてからの経緯を見ていますと、私は北川町長の大きな公約の1つ、そしてまた、運営上、甲良町を担っていく上での大事な事業の1つであります。しかし、庁舎内の論議が二転三転、なかなか煮詰まっていけないというように私は思うんです。それで、担当者にもきのう言いましたけども、大きな筋で、どういう運営にしようとしているのかというタイムスケジュール、それから、町の事業の中で、このせせらぎの里がどういう位置づけを持つのかという点では、町全体が力を入れて取り組むべき問題であります。

予定では、産業建設文教の常任委員会に付託をされる予定でありますので、そこで十分なる突っ込んだ論議がされると思いますが、担当課の出席だけではなくて、私は総務の、町全体を仕切る、ふさわしい担当課の課長および町長が出席いただいて、大きな立場でこの条例をどう位置づけるのかという論議が必要だというように思います。

先ほどからの論議は、生産者と町の間をどう整理して条例に反映するのかというのが明確になっていないところから出てくる問題でありまして、担当者の回答を聞いていますと、生産組合の中の運営の問題と、町の条例でどう管理するのかという問題とがごっちゃになっている、混乱をしているというように思います。

そういう意味で、生産組合は生産組合でどんな運営をして、発展に寄与するのかということと、それから、町はそのことをどういうように保障して、条例上で、ルール上でどういうような位置づけをするのか。つまり、質問が出ています利用者、毎日利用する人が払って15万払わんならん、こういう問題をどうするのかという疑問は、条例上は解決できないんです。そしたら、この条例の中には、ここに回答があるというやつが答弁では必要なんだというように思います。

そういう意味で、私は町全体で、担当課が直接責任を持ちますけども、産業建設常任委員会の中で町全体の北川町長が公約をされて、そして、新たにプレオープン、そして、本格稼働がしていく上で甲良町の発展のためにこうしようという大きな筋で出された条例の1つだと私は理解しています。そういう意味で産業建設の常任委員会が、そういう実のある論議ができるような

理事者の出席をお願いしたいというように思います。議事運営上の発言ですが、お願いいたします。

○藤堂議長 ほかに何かありませんか。

金澤議員。

○金澤議員 この使用条件というのは、何か決まっているんですか。こういうことをしたらだめだ、こういうときは使用はできない、また、こういうときは使用できる、そういう条件等が、できたものがあるんですか、この生産の、さっきの。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 具体的には、こういうようなときにはこういうふうにとりするようなことは定まっていらないんですが、大体禁止とか、利用の許可の制限とか、大枠で規定するような形でこの条例は定めさせていただきました。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 今のは、金澤議員がおっしゃっておられることは、要は加工室の問題やと思うんですね。だから、加工室はどういう形の使われ方ということになるんですが、6条の規定をされている中で、加工室そのものは、要は直売所で物を売る場合にいろんな特産品もつくりたい。だから、そのためにはいろんなことを試行錯誤しながら、いろんな材料を使いながら新商品を開発する。そういうためにあそこの場所を設備をする。その中で、例えばよく売れそうやなというたら、米粉のロールケーキをつくりたいとか、そういう場合にはそういう加工室の中でいろんな設備によってそういうものができるとか、例えば信州でおやきが売れているとか、そういうものやったらおやき、米の、それもユリ粉かな、ユリ粉を粉にしたやつでそういうおやきをつくるとか、そういうことのためにあそこの加工室というのは今現在設備をしているわけですね。目的はそこなんです。だから、あそこでたこ焼きをつくるとか、そういうことじゃないんです、基本的には。

もちろん、それは組合員の人にそういうことを一生懸命やってもらおう、その場所を提供しましょう、そういうことなんです。今個々に家庭でいろいろと試作品というか、そういうものをつくってもらっているけども、そういうのをあそこでみんなが知恵を出し合うてやってもらいたい。いろんな人が寄れば文殊の知恵でいろんな発想、アイデアが出てくる。それを活かしてそこでやりたいということです。

○藤堂議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○藤堂議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

これより審査願います日程第8 議案第21号については、会議規則第3

9条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託票のとおり、産業建設文教常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○藤堂議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第9 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。

昨日の全協でも申し上げましたとおりでございますけども、この6月議会におきましても諸般の都合により、本日の質問時間については甲良町議会会議規則第56条第1項の規定により、1人35分以内といたします。ただし、質問の途中であれば多少の延長は認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問をしてください。

なお、答弁する人は、簡潔明瞭に、わかりやすく答弁をお願いいたします。

それでは、1番 西川議員の一般質問を許します。

○西川議員 少し緊張しております。西川誠一でございます。

まず初めに、3月11日に発生しました東日本大震災の発生、その後の福島原発事故によりお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災、避難されている方々にお見舞い申し上げます。

また、一日も早い復興を心から願うものでございます。

それでは、質問させていただきます。

今、議長がお話しになりましたように、質問に失礼があるかも知れませんが、お答えはわかりやすく説明願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず一番最初に、せせらぎの里こうらについてでございますが、先ほどもいろんな質問が出ていましたですが、地元に住む者として、私はぜひ成功してもらわねば困るという観点の中から質問させていただきます。

仮オープンをする予定で工事を着工しておりますが、私の伺っているところでは、4月にやるとか5月にやるとかいう話を聞いておったのですが、なぜそれが延びているのかということと、現在、直売所があるから少々遅れてもいいんだろうというお考えでおやりになっているのか、そういうちょっと甘い、約束したことはやるんだということの姿勢を持っていただかないと困るんだということがあると思いますので、その辺のところのご答弁をお願いしたいのと、業者との工期はいつになっているのかということをお聞きしたい。

それから、計画図をもらいましたが、当初町長は、縮小方向でということをお約束になって選挙で当選されているわけですが、この辺で、この中でどれがどのように縮小されているのかということの答弁を求めたいと思います。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 お答えいたします。

まず、工期の遅れということでございます。昨年の9月に補正予算で予算をつけていただきまして、それから、実施設計業務に入っております。当初の計画では去年度中に実施設計は行いまして、3月いっぱい完成という計画でした。直売所の組合員さん方と設計の内容につきまして協議を行ってきました。この中で建設の目的が、国の方に全体の計画書を出しておりますので、それは加工所と直売所です。直売所に関しましては2年後に建てるということが決まっておりましたので、加工所を第1段階として直売所と加工所に使いたいということで役員さんらとずっと協議を行ってきました。その協議に時間がかかりまして着工時期が遅れました。

当初の完成は6月30日が工期です。ただ、3月11日に発生いたしました地震の関係で、材料の関係の入荷が大変調整ができなくて、業者に工程を組み直させました結果なんですけども、7月20日の完成ということで工程表が出てきておりますので、変更いたしたいと考えております。

それと、計画に関してなんですけども、手元の方に変更前と変更後の計画図を配っておりますので、参考にお願いいたします。上段の計画が最終の現在の計画です。下段の方が変更前の計画です。調整計画と県の区域であります駐車場と公衆トイレに関しましてはほとんど変更がございません。変わってきましたのは、下の方にシャワー・更衣室、農産物加工室、情報発信、休憩、農産物販売所、日用品の販売を目的とした店舗、これはコンビニです。それと、その下にレストラン、展示場、農産物展示温室と、これは前の計画で5棟ございます。その計画が、上段を見ていただきますと、加工販売所と販売所という形に2棟になっております。こういうような形で建設の事業費に関しましても検証している状況です。

以上です。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 今お話のありましたところでありますが、トイレは、これはどういうふうになっているのでしょうか。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 このトイレに関しましては、県の所管でございます。このトイレの規模に関しましては、前面の国道の交通量から駐車台数が決まってくるし、その通行車の関係で何基という規模も決まります。詳細に

関しましては、県で設計ができておりまして、近いうちに町と湖東の土木事務所と打ち合わせを行う予定になっております。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 打ち合わせされるときに、私、前から地元説明会の際なんかも申し上げておったんですが、お客さんに寄ってもらうためには物がなければあかんのは当然のことなんですが、やはり何か魅力的なもの、観光バスが寄ってくれるようなもの、何かというときには魅力あるトイレをつくるのが1つだと思いますので、その辺を十分検討された中で、何や、こんなものをつくったんかというようなことと言われるようなことのないようなものにしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、次に、2番目の経営形態はどうするのかという形で、先ほども皆さん、今度委員会で議論されるようですが、きのうのときも少し申し上げたのですが、責任者の問題なんです、最終的に道の駅ができるわけですから、トップは駅長さんということになると思うんですけど、このことに対して経営者トップの方を今から準備しておいてもええかげんじゃないのかなというふうに思います。今から育てないことには2年後にオープン、オープンしてから育てるという発想ではちょっと遅いと思いますので、やはり人材育成を図っていかなければいけないというふうに思います、めどはついてあるのでしょうかということでお聞きします。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 本計画に関しましては、当初から公設民営ということで進めてきました。現在のところ、隣に建設をいたします直売所がオープンするまでは現在のせせらぎ直売所が中心になっていただくということで考えております。その間、直売所が中心に新しい組織づくりを考えていきたいと考えております。当然、先ほど西川議員さんから出ていますように、駐車場、公衆トイレ、そして加工所、直売所、隣の調整地の中の公園、そしてまた、町の建設の駐車場等々、この直売所だけではなくて広い区域の管理ということが前提になってきますので、中心になれる方を選定いたしまして、その中で直売所の運営関係も含めるような形態を考えております。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 今、公設民営ということは、第三セクターだという理解でよろしいんですか。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 その形態に関しましては、この事業が始まったときからNPOの関係とか、そして株式会社とか、さまざまな形態を経てきました。そういうような中で甲良町の形に合った、一番よい形をとということで考えて

おりまして、現在のところどういうふうにとすることはちょっとないんですが。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 公設民営というのは言われたと思うので、その辺のところをお聞きしたんですが、次に行きます。

人材を育てるといふ形の中で、今、これからのようですが、私の提案としてある程度経験された意欲のある人、中堅クラス、35から45までぐらいの人を公募するとか、JAより推せん願うとかそういう形で、生産者の方がトップになって、直売所に任せているというお話なんですが、直売所の方はつくることを一生懸命になっておられますので、売ることにしてはちょっと違うと思うし、販路開拓とかいうところもあるんですが、その辺のところがセンスがない人が何ぼやっていたって私はだめやと思いますので、その辺のところが早く計画設定していただいて、今も現状、直売所の方々から聞いていますと、とにかくトップを早う決めてほしいんやということを盛んに言われていますので、その辺のところが意欲のある人に何とかやってもらえないのかなということをおもいますので、その辺、町長の方も1つ応援してやってほしいと思います。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 今回の、いわゆるプレオープンは、基本的には施設そのものは官で建てる。完成した時点で今現在の直売所の皆さんで運営をしていただく。そのリーダーは、今現在の直売所の組合員の組合長さんにこれから本格的オープンまでの間は頑張ってくださいというようなことでお願いをしております。

したがいまして、将来的に道の駅機能が認定されるということをお前提で農政に詳しい、あるいはいろんな分野で知識の豊富な、そういう方を今現在手だてをしております。したがいまして、将来的には、完成後には道の駅駅長というような形でお願ひしたいなど。

それと、三セクの話が出ましたが、これについては、例えばJAとタイアップするとか、あるいは、先ほど阪東が言いましたように、NPO形式にするとか、そういう形じゃなくて、今現在の流れをそのまま引き継いでもらうということで、中心は組合員の人で運営をしていただくということで三セクのことはいまは考えていません。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 それと、設備の中で、あちこち皆さんも行かれていますと思うんですが、トイレと販売所だけと、加工所は将来でき上るとして、1つの問題点として、そこへ寄ったわ、お茶の1杯も飲めんと。それはジュースボックス

スを置けばそれはそういうことで済むのかもわかりませんが、ちょっと休憩していきような場所を道の駅の中に、コーヒーとかそういう形のものが飲めるようなことでも考えていかないと、野菜だけ買ってすぐ帰っていくんやというようなお客さんだけでは、とてもやないが人は寄ってくれないと思いますので、その辺のところをどういうふうにお考えになっているかということをお聞きします。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 西川議員にも、今棟上げをしておりますので、また機会があれば見ていただきたいんですが、そういうことを含めて直売所の店内の施設は8メートル掛ける16メートルですが、両サイドに、今の建ち前は東西に、長手方向が東西です。したがいまして、南側と北側、両側に約2メートルぐらいな軒を出しているんです。それはなぜかという、今おっしゃるように、来ていただいた人たちがそこでちょっと休憩もできるように、ベンチも、できれば大滝山林さんあたりでお願いをして、例えば木材を半分割ったような形のテーブルを置いて、それに合うようないすをつくってもらって、幾つか並べて、そこでコーヒーを飲んだり、お茶を飲んだり、例えばおにぎりを食べたりというようなことができる、そういう場所もつくりたい。

先般、自動販売機のメーカーさん、7社を呼びまして、コカ・コーラさんに自動販売機を2台設置していただく。すべて電気代も含めて自動販売機のメーカーがすべて持ってもらう、売り上げの25%はバックマージンをもろうというようなことで契約もさせていただいて、その隣に甲良の天然水の自動販売機は無償で提供もしていただく。売り場の中にもこうした冷やす容器も無償で提供していただくというようなことで、ちょっとしたものが飲める環境づくりもしていますし、一番大事なのは、トイレ、先ほどおっしゃっておられた。今回の売り物は、あそこに行けばきれいなよいトイレがあると。だから、トイレ休憩がしたい。そのことによって、ついでに直売所に寄ろうかと言われるようなアピールのできるトイレをつくりたいというような予定でおります。

○藤堂議長 西川議員、次の質問をしてください。

○西川議員 それでは、3番目の当初計画からの担当課課長から時系列で提出を求めますということ、ここに資料でいただいておりますが、途中で方針転換になっていますが、この辺の、いわゆる計画をされていた中で、採算性の問題が引き継がれているかどうかということをお聞きしたかったんですが、先ほど町長が、施設をつくるだけが役場の仕事だということでおっしゃいましたので、理念は引き継がれているんだという理解で3番目は終えたいと思います。

4番目の全体工事費というところへ移りたいと思いますが、これも資料をいただいているようですが、国の補助金として農水省と国交省、これが入っているんですが、それ以外のところは、あとは滋賀県という形になるんだと思うんですが、地方ということだと思っんですけど、それ以外、国の方からはこの2カ所だけでしょうか。

○藤堂議長 室長。

○阪東直売所準備室長 せせらぎの区域の中の事業の関係をここに掲載しております。工事関係、用地関係を含めまして7項目ございます。特に事業から言いますと、農林水産省の関係が産業課の事業の関係です。それと、社会資本整備交付金と書いているところが町の建設課の用地工事代です。それと、簡易パーキングと書いていますところが県の事業の関係です。それと、地域用水ということで書いていますんですけども、これももとは国の事業でございまして、ここに書いていますのは町の負担金のところ。全体的に考えますと、この7項目全部が国の補助事業にかかわっております。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 この用地費は、先ほどどう言われましたですか、農水ですか、国交省ですか。両方ですか。

○阪東直売所準備室長 この項目のところに用地費と書いております。1番目、5番目、6番目、7番目の関係が土地代です。用地代です。ほかの項目にしましては工事代です。これは、ちょっと処理上なんですけども、工事費の関係と用地代に分けておりますので。

○西川議員 それで、国とだけおっしゃっているんですが、国交省、農水、両方だということですね。

○阪東直売所準備室長 はい。

○西川議員 これで、この総括トータル予算10億、10億ですね、これ。違うのか。トータル金額は4億1,500万で、現在見通しとしては完成できるんだという形ですね。この中に当初計画で入っていた内外エンジニアリングがやっていた設計費とか、こういうなのもみんな含まれているという形ですね。

○阪東直売所準備室長 はい。

○西川議員 それと、現在の用地関係の設計は、内外がそのまま継続してやっているということですか。

○藤堂議長 室長。

○阪東直売所準備室長 用地関係にしましては、町の関係分と、そして県の関係分、昨年度で完了をしております。19年度、たしか19年度に買い上げました土地にしましては、昨年度で全部精算ができております。1番目

の項目のせせらぎの里用地費、これは平成19年度に完了です。それと、5番目の社会資本整備交付金の関係の用地費の関係、それと6番目の共同用地の関係、それと、7番目の簡易パーキングの用地費の関係に関しましても、昨年度に完了しております。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 それが内外エンジニアリングでやっているという形ですか。

○藤堂議長 室長。

○阪東直売所準備室長 内外エンジニアリングに関しましては設計だけですので、この後の補助事業に関しましては町と、そして県の別事業でやっております。

○藤堂議長 西川議員、設問を、一問一答式になっているんですよ。しっかりと区切って質問していただきたいのと、質問するときは手を挙げてください。

それから、次の、もう今3つになっていますので、次に移ってください。

○西川議員 じゃ、5番目に行きます。

直売所の現状と生産者数、それから正式オープン時の採算のとれる売り上げ見込みという形で、それと、町内の生産者は今どれぐらい見込んでおられるのか。それから、償却費はどういうふうに見込んでおられるのか。それから、課題と問題点というふうに質問させていただいておるんですが、この中で、現状で私が聞いているのは生産者が73名ぐらいだということで聞いているんですけど、これだったらとてもやない、追いつかない話だと思いますし、どうしても端境期があると思うんですが、近隣の市町の実産者の加入、先ほどあると、認めるというようなことになっているようですが、その辺が今どうなっているのか。課題と問題点までの間でお答えいただきたい。

○藤堂議長 準備室長。

○阪東直売所準備室長 直売所の販売実績なんですけども、平成21年度で894万2,000円です。昨年度、平成22年度に関しましては1,031万1,000円です。去年度から週6日営業に変わっております。営業時間に関しましては午前9時から12時までです。この金額には、給食センターへの出荷の関係と、一休庵への出荷の関係の手数料関係も入っております。

組合員数に関しましては、平成21年度現在で57名でしたんですけども、本年の5月現在で77名です。本年度の直売所の計画で、これを加工所も建設できることから今年度中に100名まで会員増の計画をしております。特に加工所の建設が目に見えてきたということで、最近も若干の方が会員になりたいといって事務局の方にも来られているような状況です。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 今、見込みが100名ということなんですけども、今まであちこち皆

さん見学をされたり、今年も行かれているようなんですが、100名とか200名ではとてもやない、採算がとれへんと思うんですね。今私が聞いている範囲で、最低でも400名ぐらいいないことには追いつかんだらうという話も聞いていますが、その辺のところは1つ気になるところでございます。

それと、販売についてですが、地産地消はもちろんですが、地産他消をめざすということも先ほどもおっしゃっておられましたが、活路が見出せているのかどうか、ルートに目星はあるのかということと、これは私の思いであるんですが、今、町長もこの間もちよろっと山へ行ったときおっしゃっておったんですが、犬上川沿岸土地改良区の協力を得なければできないことなんですけど、用水路を利用した川魚の、生産は買うてこなしゃあないとしても、販売関係ができないのかとか、もう一つは、多賀町と共同でこれはやらんとできないことだと思いますが、犬上川の金屋の堰堤から福寿橋までの間を下流、若干のところまでぐらいを、今、漁業権を取得できないかという形が、ちょっと思いがあるんですが、今、シーズンたけなわで、朝から犬上川の堤防は車でいっぱいのようなんですが、アユが釣れています。その辺のところを、福寿橋の下流のところまでぐらいはほぼ水があるという理解ができていると私は思っているんですが、有料漁業が、アユ漁ができないものかとか、そういうこともせせらぎの里の一環として入っていけないものだろうかというようなことをちょっと考えておりますので、事業の中で、これは参考にさせていただければと思いますので、一つよろしくお願ひしたい。

それから、生産者の問題なんですが、庭で生産されているような家庭の主婦なんかがおられるわけなんですけど、そういう方たちも物売りに行くような姿勢で協力を求めれば、その方たちはいろんなものをつくっておられると思うんですね。一般の大量生産するんじゃなくして、やはり地域で、自分が苗をかうてきてつくったとか、そういう形でいろんなものをやられるとか、隣近所の奥さん方と組んでこういうのをやったら扱うよとかいうような宣伝もしていけば、そういう形のもので協力してくれる方々もできてくると思いますので、その辺のところ、頭に入れた中でやっていただけないかなというのと、先ほど言った犬上川土地改良区の用水路の利用の話は、アユを入れておいて、そのアユの生を販売することも可能でしょうし、琵琶湖の湖岸へ行きますとてんぷらをやっていますけど、てんぷらより私は空揚げの方がよく売れるんじゃないかなと思っているんですが、加工品として販売していくとかというようなことをやれば事業としてつながらないのかなというふうに思いますので、先ほど言っていました中で答えが出ていません。課題と問題点というようなところのまとめでお答えいただけますか。

○藤堂議長 準備室長。

○**阪東直売所準備室長** 先日、西川議員さんから改良区の用水路をそういうようなつかみどりとか魚釣りに利用できないかという提案がございましたので、改良区の方に聞きましたところ、できるだけ協力をさせていただきますけども、本来の改良区に支障が出ない範囲でという回答をいただいております。状況だけ報告させていただきます。

それと、少量の生産者、そうしますと高齢者の生産者がつくってはるものを町とか直売所の関係者の中で回収できないかという提案やったと思うんですけども、ほかのところでもやってくれるところもございます。これは、先駆的な取り組みということで考えております。できましたら、甲良町全体がにぎわうためにも可能な、経済的なことも当然関連やってきていますので、全体的に考えて検討をさせていただきたいと思っております。

それと、どうしても加工所の、直売所の盛んになっていくためには、新鮮な野菜だけではだめです。やっぱり果樹とか地元の材料を使いました加工品が大事です。そういうようなことから、直売所の中に加工部会というのを立ち上げまして、こういうような取り組みにも積極的にかかわっていきたいと考えております。

以上です。

○**藤堂議長** 西川議員。

○**西川議員** その辺のところ、積極的に取り組んでいただきたいと。そしてまた、生産者の方を指導していただきたいと思いますので、よろしく願いしておきます。

次に、防災体制というところへ入りたいと思っております。

危機管理体制が問われている昨今なんです、甲良町の方でいろんな対策、対応等を持っておられると思うんですが、私、一番最初のところへ地震・台風・大雨というふうな形で書かせていただいておりますが、今日も先ほど、朝、説明がありました、原発関係も関西電力が来て説明するというようなこともお聞きしておりますが、私が会社で仕事をしておりまして、阪神・淡路大震災、鳥取西部地震で、いろんなところで私たちのできることを協力させていただいております。甲良町へ戻ってまいりまして民生委員をさせていただきまして、能登半島沖地震で現地への見ると同時に現地研修もさせてもらったところからで質問していきたいと思っております。

甲良町の危機管理体制がどうなっているかということと、2番目の鈴鹿山系での、いわゆる想定外地震が起こった場合に犬上ダムの決壊のおそれがあるということは想定していかなければならない。今までのところではコンクリートの強度は十分あるという話はいろんなところから聞こえては来るとはありますが、きのうもちよっと夜、テレビを見ていましたら、今回の地震でダムが

決壊しておりました。やはりそういうことは起こり得るんだと思いますので、その辺のところの新たなマップと避難計画と、この辺は調査をどこに依頼するのかとか、マップづくりはどうなっていくかとかいう問題、甲良町で言えば金屋、北落、小川原、呉竹は相当な被害になるんじゃないかというようなことを想定しているんですけれど、その辺のところを甲良町は今現状、どのようにお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、1点目の災害への町の対応策ということでお答えさせていただきたいと思います。

いろいろな状況のことが考えられますけども、まず1点は、甲良町職員災害初動マニュアル、平成18年に防災計画を立てたときに職員に持つように義務づけられているものですが、これに基づいて初動を決めているということでございます。まず、地震の警戒体制については、震度4の地震が発生した場合に、総務課、建設課、産業課の災害警戒本部体制をとるということです。また、震度5弱以上の地震発生で災害対策本部ということになってまいります。今のところ大きな災害に本町は、地震には見舞われていないので大きな対応はしていないというのが現実でございます。

続いて、風水害ですけども、警報が出た場合には、大体1班5人から6人体制なんですけども、その1班が出動しまして役場に待機、情報の収集、町内巡回ということで対応をさせていただいております。大雨洪水暴風警報が発令されまして、事態が切迫した状況になってくるというおそれがあった場合、災害対策本部を設置するというようにしております。職員については、非常連絡網によって招集するということや、消防団については防災行政無線にて招集をしております。

交通については、初動は建設課、総務課の職員が行っているというものでございます。

2点目の、ダムの関係でございます。

マグニチュード9というのは、かなり、私どもも味わったことがないというふうな大きなものでございますけども、現在、昭和21年に犬上ダムが完成をしております、貯水量は361万トン、総重量が7万トンの重力式コンクリートダムだということでございます。今回の地震等で災害に遭っているダムにつきましては、ため池式のダムというふうなことで、重力式のダムということで今までに災害に、地震で遭ったことはないということでございます。ただ、すべてクリアできるのかと言われるといささか自信はないわけですけども、そういうふうなことでございます。

その中で、ダム事務所の方にも聞いてまいりました。結果的に大きな崩壊

というものは考えられないというふうなものです。

まず1点目は、重力式のコンクリートダムというのはシンプルで、コンクリートの塊でできているというふうなことでございまして、頑丈で、地震・洪水に一番強い形式やということです。加えて、阪神・淡路以降の滋賀県安全性調査をしていただいていますけども、その中でも硬質であり、コンクリートダムの基礎地盤も含めて良好やということで実証をされています。

また、文献調査でも百済寺断層が10キロ以内にあるわけですけども、ダムを通過する、ダムの下を通過するということも言ってもいいと思うんですけども、その断層は存在しないということと、過去に10キロ以内を震源とする地震は100年以上ないということもございまして。

以上のような結果から、ダム事務所としては堤体というのか、ダム本体については安全性は十分だという判断をしているというものでございました。

ただ、大きな台風の際にはやっぱり洪水吐けゲートから水を出すということになりますので、平成2年の台風19号が来たときの流れでいきますと、ダムの水が約2時間半で流れ出るような流量を予想してみると、浸水被害が想定されるのは多賀町の川相地先ということで、それより下流の部分については河川の断面があるので浸水被害はほぼ発生しないという見込みを立てていただいています。

以上のようなことから、現時点ではおっしゃっていただきました避難計画のこと、あるいはマップづくりについては考えてはおらないというものでございます。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 大丈夫というお答えだと思うんですが、世の中には想定外があるということは頭の中に置いておいていただきたいと思います。

私が1つ、今言われました中で、犬上川が2時間半で水がなくなってしまうような話でしたが、私の経験でいきまして、伊勢湾台風、それから昭和47年か何かの大雨のときに私は消防をやっていたんですが、小川原地先が切れたときですね。金屋の方におりました。あのときは金屋橋に水が流れて上がっていました。それで、小林製材の方から車が流れてきたので、これは何とかせないかんということでは一と橋をわたって行って、わたろうとした瞬間に、橋の橋台の裏側ががさっと落ちたんですよ。1人落ちました、そのときに。落ちて、そのかわり、次に水が来るまでに必死ではい上がって左の方へ引っ張り上げたんですけど、そういうことが起こり得ますし、そのときの私が左岸側で、用水路との間の堤防が水が越えているというような形で、それがこっちへ来たらだめだというような形の中で、甲良町の、当時水防も兼ねたという形で竹やぶの木を切って、流しをかけて、水流を変えて洪

水を防いだと。団長に電話したら、下は切れてしもうてどうにもならん、何とかせえという話でやらせていただいておったんですが、そういうこともありますので、堤防が矢板が打ってあるかどうかというのも、私も最近は知りませんが、そういうことも考えた中でやっていかないと、大丈夫、大丈夫と言っているだけでは切れてしまう可能性もありますので、その辺のところ、1つ、お考えいただきたいということでございます。

それから、原発を想定したという話がしたかったんですが、これは15日に説明に来られるということのようですので、私もいろいろと資料を入手しておったんですが、これは関西電力のお話を聞くという形の中でとどめたいと思います。

それから、もし災害が発生したときに、町としても避難訓練等9月の防災の日等でやっておりますが、実際に起きた場合にどうするかという問題なんですが、近隣で、町の防災計画が計画されているというふうに思うんですけど、まずこれは早くやっていかないとだめだと思います。その中で一番問題は、要介護者で、子ども、お年寄り、この避難をどうさせるんだという形のことを、私が今までで学んできたところの1番だと思いますので、水、食料も大切なことは大切な、それは2番手だと思いますね。災害が起きたときに、一番はやはりこういう人たちをどうする、元気な、足の丈夫な人なんかは逃げることができるでしょうけど、その辺がどうさせるかということ早く取り組んだ中でやっていかないとだめだという形で、ここに書かせていただいた近隣住民同士の助け合いが1番になっていくと。その辺を町として早く地域の方へ協力を求める、個人情報保護法等でいろいろ制約があるようなんですが、その辺のところは隣近所というような形の中でやっていってもらわないかんと。それから、その中の話としては、輪島で学んだ話ですが、隣近所の人がお互いにどの部屋で寝てはるんやというところまで調べておられたようですので、そういうところもやっていかないといけないんじゃないかなということでございます。

それともう一つは、水が必要になってくるんですけど、甲良町は水源がいろいろありますので、今でもあるような中で古井戸がようけ残ってあると思うんですよね。この辺はやはり調査しておかないかと思うんですけど、甲良町ではそういう調査はなされたでしょうか。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 まずは、3番、4番というふうなことでおっしゃっていただいていると理解させていただいて、県の方でも今回滋賀県地震防災計画の見直しに入っているということでございます。今後、その避難計画について各市町に意見照会があったり、専門家の中での避難計画、モニタリング、備

蓄関係のものが議論されてまいると思っていますので、私どもも注視しておりますので、それに対しての対応も考えていきたいと思っております。

2点目ですね。今おっしゃっていただいたように、住民の方のご協力をいただきながらということは、当然かと思えます。災害には個人や家族による事情と地域で助け合う共助、行政による公助というのが一体となって行われることが大切やということが言われておりますし、その中で、甲良町では防災計画の中でも自主防災組織の育成ということでお願いをしております。組織化の拡充ということで、現在ですけれども、モデル的には尼子の自治会、あるいは下之郷の自治会になってこようと思えますけれども、体制整備や機材の購入、集落挙げての訓練や学習活動もやっていただいているということでございますので、そういうふうなものをすべての集落の方まで拡充させていただきたい。その1つが9月に行わせていただく防災訓練になっていくということで進めたいと思っております。

今おっしゃっていただいていますように、要支援、援護者の方等々のことを含めてですけれども、避難訓練は防災計画の訓練の中で重要な位置づけと思っておりますし、4月の区長会の段階でも今回要支援者についての調査をさせていただいて、9月に間に合うような形で各集落にお取り組みもいただくというふうなことでのお伝えもさせていただいています。総務課、福祉課、そして社会福祉協議会とも連携しながら、おっしゃっていただいていることを進めてまいりたいと思っております。

水につきましては、水道課長の方からお願いします。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 井戸の調査はしておりませんが、今現在、正楽寺山にタンクがあります。あれが約3,000トンほどあります。あと、呉竹の方に貯水池があります。それは、呉竹の方へ向けて直に水を送っているという貯水池があります。それが約500トンほどあります。それで約2日ぐらいは何とか水を使えば住民の方が生活できるような水の確保ができると。あと、今、東北でもありましたように、広範囲でそういう災害が起こった場合は、日本水道協会というふうなことで、全国からそういう給水体制を持ってきていただくと。甲良町で水が確保できない場合は、一番近くの行政から水を確保して、それを運ぶというふうな形で、今それぞれ体制ができておりますし、小規模の場合は滋賀県内でもそういうような緊急の場合には水を助けるとか、例えば、水が汚れたりとかした場合にはそういう形で各行政が助け合いをするというような緊急体制ができております。

以上です。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 わかりました。

それでは、確認ですが、町の水道のところには自家発電装置は保持しているんですか。

それでは、次に移らせていただきます。

耐震基準の問題なんですが、甲良町の役場と公共建物が幾つかあるわけですが、耐震基準はすべて満たしているという理解でいいのかどうかということと、それから、個人住宅、倉庫等の耐震化率、それから、耐震診断の実施率、その辺があると思うんですが、現状で私が認識しているのは昭和56年の耐震基準が平成2年に改定されていると思うんですが、改正された中身は、私はよく存じていないんですが、鉄筋コンクリート建築物の改定というふうなことが言われておりました。その辺が甲良町の場合、どちらの基準で調べられているのか、実施されたのかということをお聞かせ願いたいと思います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 まずは、甲良町耐震改修促進計画というのを平成20年に策定をさせていただいています。これは建設課サイドでしておりますけれども、個人あるいは公共施設のことについてもこのときに調査をいただいているというものです。

その中で、公共建築物の小中学校、あるいは幼稚園については耐震診断の結果、基準を満たしているということでの調査済みでございます。保育園については平屋建てで一部2階建てということでもございますけれども、平成に入りましてから大規模改修も実施しているというものでございます。

図書館は、文化財基準による耐震補強は完了しております。

また、私どもの方が所管しています集落の一時避難所の関係です。草の根ハウスですけども、公民館と言われる、その部分につきましては、昭和56年前後の旧建築基準に建てられた一時避難所について調査をさせていただいております。現在補強の必要があるものとしましては、その当時ですけども5字の公民館ということでございましたけれども、平成22年度、去年度は北落の草の根ハウスが耐震補強をさせていただいているということで、順次これからも進めてまいりたいという思いでございます。

あと、一般的な部分については建設課の方から説明させていただきます。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 個人住宅におきましては、今、議員が申されましたように、昭和56年5月以前の住宅につきまして無料の耐震診断がございます。平成15年度より耐震診断を行いましたところ、平成22年度までに65件の方が耐震診断を受けられました。すべて耐震補強を行わなければならない物件

でございました。

耐震補強でございますけども、補助対象によるものについてはいまだに申請は1件もございません。補助対象外で個人的にやられているという方は把握ができておりません。

以上でございます。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 今の形でいきますと、65件というのは、これは木造ですかね。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 木造でございます。

○西川議員 平成2年の改定版は鉄筋コンクリートですので関係ないかと思えます。

それでは、次、3番目の方へ移らせていただきます。

企業誘致についてでございますが、町長も最初の話で全協のときにお話しになっておりましたが、企業誘致をしていかないことには甲良町の人口そのものが、今現状で7,600強だと思っておりますが、じり貧状態という印象を私は持っているんですが、やはり何でこういうふうになっていくかということは、魅力がないのが第1点だというふうにも思いますし、社会情勢がそうさせるのかどうかという問題もあるんですけれど、何とでもここへ企業誘致の夢を甲良町に与えてもらいたいというふうにも思いますので、雇用対策、人口増、税収増をやっていく上では絶対に必要なことではないかなど。農業がどんどんどんどん再生すれば、それはこれにこしたことはないんですが、あと10年もすれば生産者はどうなるんだとかいう問題もございますし、その辺のところを甲良町として企業誘致の状況、それと用地確保、規模、場所等を設定されているところが何か所ぐらいあるのかというところをお聞かせ願いたいと思います。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 それでは、西川議員の質問にお答えいたします。

企業誘致につきましては、今ほどありましたように、雇用対策、また人口増、税収の増を図るというようなことで必要ではないかということで、まず、町の方針と今日までの現状報告についてを報告させていただきます。

近年の本町の企業誘致につきましては、議員も知っておられるように、平成22年4月ですけれど、作成いたしました甲良町の新総合計画にも掲載されておりまして、平成3年の認定で農村活性化土地利用構想、ならびに平成5年ですけれど、策定の町の国土利用計画に基づきまして、在士地区に、また北落地先に3区画の工場用地を整備し、4区画に企業が進出してきたところでございます。

また近年では、きのう町長からも話がありましたように、古河A Sの工場拡張というようなことで会社の方が買収に取り組んでいくということでございます。

そうした中、この総合計画では笑顔で暮らせる豊かな農村ということで、町の将来像を決めまして、その中身の土地利用構想におきましては、1番目に自然と調和する土地利用、また、2番目については農地の多面的機能が活かされる土地利用、3番目に既存集落が持続的に発展できる土地利用、4番目に秩序ある都市機能の拠点的整備を誘導する土地利用ということと、もう1点、5番目に集落間の有機的な連携を促す土地利用ということがうたわれております。

そうした中、平成19年の3月に今ほど言うた3番目ですけれど、既存集落が持続的に発展できるよう、甲良町の土地利用計画第3次というのがあるわけなんですけれど、このような冊子でございます。これに基づきまして集落の周辺ですけれど、一部見直しがされてきたところであります。

新たな企業誘致についてはということで、当然議員もおっしゃっておりますように、雇用対策、人口減をとめていくというようなことも含めてですけれど、定住者を確保するには新たな雇用の場を創出していくことが必要であると考えております。

甲良町では、基本的に13集落と、その周辺に広がる農業地からなる土地利用でありまして、新たな企業を誘致するための用地は、その候補地が限られているというようなことが現状でございます。

それと、自然環境の保全との調和を図りつつ計画的な土地利用を推進して、今後の産業立地動向を見据えながら、今後ですけれど、新たな工業用地の確保について調査検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

2番目の用地の確保の見通し、また規模、場所は何カ所あるのかということでございますけれど、用地の確保の見通しにつきましては、今ほど申し上げましたように、新たな企業を誘致するための用地は、その開発候補地に限りがあるというようなことでありまして、現在のところ民間の所有であります西ヶ丘の山、これも山林に当たるんですけれど、これが約33ヘクタールでありまして、1カ所でございます。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 今、いろいろと政策としてはおやりになっているわけですが、ここでスマートインターができるという形の中で、今、米田さんがおっしゃいました、西ヶ丘の土地の関係なんですけど、この辺はこれから何とかやっけないかと、いろんな問題がこの山の中には出てくるんじゃないか。食害やとかいろんなことが、鳥獣被害ですね、その辺のところも含めた中での観点か

らも考えていかなあかん問題だとは思いますが、早くスマートインターができることによって企業誘致の名乗りを県に対して上げられているのか、現状でも手を挙げられているのかとか、そういうところの問題がお答えいただきたいのと、それと、甲良町の中でちょっと考えますと、高齢化率が相当進んでいると思うんですが、今、定年が、今日もテレビで65歳にして、年金を65にするから定年も65だというような話なんかも出ているようですが、60歳以上の方が、元気な方が相当おられると思うんですが、これだけ企業が冷え込んでいますと、働くところもなかなか難しいんですが、ある1つの施策として、おれは元気なんだからようけ報酬は欲しいと言われるとちょっと話は難しくなるんですけど、ある程度の金額であればおれは働くよというような方が相当私はおられるんじゃないかと。男にしても女にしても、その辺のところがあると思いますので、そういう方を目標にした企業誘致などもやっていかないと、社会福祉費用が増えていくばかりでは甲良町もやっていけないと思いますので、その辺のところまで考えていったような事業計画なり、企業誘致なりを考えていただけないかと思いますので、よろしく願いします。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 甲良町も農地が、甲良町の13平方キロのうち54%が農地ということでございまして、いわゆる圃場整備をしたことによって優良農地になっているということから、なかなか農地転用は難しいというようなこととございまして。

したがいまして、今回、きのうの全協の冒頭で申し上げましたように、古河ASさんについては、あその場合は、いわゆる圃場整備をしなくて農地転用が将来できるというようなことで今まで管理をしていただいた、そういう経緯があって農転が比較的できるのではないかというようなことで、これも県に最終的に働きかけをさせていただいておりますが、最終の結果はまだ出ておりません。農転はできるやろうという思いのまま、今現在進んでいるということです。

それと、今言いましたように、全体の面積がそういう形で農地があるということになれば、あと、宅地の部分で、じゃ、工場誘致できるような場所がどこにあるのかというようなことになるわけですが、先ほど米田の方が申し上げましたように、西ヶ丘一帯、ここだけしか、いわゆる山林地帯、丘陵地帯というのはないわけです。その中で一番多くウエイトを占めている、所有しているのが大林組さんです。したがいまして、昨年も8月31日でしたか、東京品川の大林組の本社の方に出向きまして、湖東三山インターが、そのときは25年度開通すると。それで、御社の土地とインターの間は3、4分で

つなげる、そういう非常に利便性のよいアクセスのできる地点にあると。向こうの担当の部長さんも、全面的に協力もさせてもらいし、用地買収のお話があればいつでも協力をしますよというような回答もいただいて、なおかつ、大林組さんが委託しておられる信託銀行さんを通じて企業の募集もさせていただくというようなお話でした。それが1点と、その大林組さんの土地に対しては、東京県事務所の方にも出向きまして、インターができる、そういうことと利便性がいいということで東京事務所の方で東京の方からいろんな企業さんが関西に進出したいというような場合があればぜひとも紹介をしていただきたいという要望もさせていただいて、昨年、今年と2回、県の方にも寄せていただいて、福井農政部長にもじかに担当者を含めて地図を持って行って、これだけの面積がありますよということで宣伝もさせていただきました。

したがいまして、今回、東北の震災がございました関係で、関西の方に企業が来たいというような話もちょうくちよく耳にしております。私も今度東京へ行くときは、県事務所の方にもそのことを含めて1年前倒しになったインターの開通にも合わせて何とかお願いをしたいという要請にも行きたいというように思っております。

したがいまして、今、土地は約9万坪の大林さんの土地が1筆と、あと個人的に持っておられる方も、売ってほしい、何とかならんやろうかという声をいただいております。それが1万5,000坪あります。その2筆ぐらいが、もしそういうお話ができたときには可能な土地かなというようなことです。

それと、非常に人口減が厳しいということです。少しでも私たちも人口増につなげたい。この間の国調の結果では、豊郷に抜かれて7,501人の国調の結果でした。したがいまして、滋賀県一小さい町というようなレッテルを張られました。だから、そういうことも含めて、今度古河ASさんも100メートル掛ける100メートルの2階建ての工場も建てたい。そういうことによって300人の従業員を増やしたいというような話もございします。将来的な話。そういう部分も期待もしながら、じゃ、寮なんかも甲良町で建ててもらえんかと、そういう要望もしながら人口増しにつなげる施策も講じていきたいということと、直売所のプレオープンに向けて、それも1つの起爆剤で、皆さんが集まる場所によって甲良町から出ていく人を少しでも歯どめをかけたい、そういうことと、土地利用計画で以前にも見直しをやらせていただいて、圃場整備の田んぼも農転ができますよと。それによって次男坊対策ができますよというような施策もさせていただいたが、先般、ちょっとその点については産業課長の方からも説明があつて、平成28年ごろまで金屋の

頭首工の工事の関係でそれが28年ごろまでは農転がちょっと難しいという
ようなことで非常にやっかいな問題も今あるのかなというように思いをして
おりますが、気張って努力をしていきたいと、このように思います。

○藤堂議長 西川議員。

○西川議員 努力していただきたいと思います。今ほど聞きまして、ちょっと
これは私もびっくりしたんですが、7,501人ですか、これは国勢調査の
結果だということは、現状でいくともっと今現在甲良町にいてる人は少ない
という理解をしてよろしいのでしょうか。

○藤堂議長 通告文が出ておりませんので、却下します。

○西川議員 あまり小さな町になっていくのも、みんな嫌なことです。今
後一生懸命若い人は育てていかないかのやという精神でみんなが努めてい
かなければいけないと思います。

今、町長がおっしゃいましたように、東日本の震災で関西に出たいという
企業がいろいろと私も耳にもしますが、表現が悪くて申しわけないんですが、
災い転じて福となすというようなことになってくれないかなというようなこ
ともちょっと望むものでございます。この話は記録から省いておいてくださ
い。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○藤堂議長 西川議員の一般質問が終わりました。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は14時、2時ごろにいたしま
す。

(午後 0時35分 休憩)

(午後 2時05分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたしますが、質問者に前もって
お断りをしておきます。

丸山光雄議員の一般質問を許可しますが、質問するときは高い方の
いす、受けるときは低い方のいすに移動してから答弁を受けてください。こ
ちらの席に移動されるまで答弁者は答えないでください。

それでは、2番 丸山光雄議員の一般質問を許します。

2番 丸山議員。

○丸山光雄議員 一般質問に入ります。よろしくお願ひします。丸山光雄です。

質問に入る前に、一言、ちょっとお願ひしたいんですけども、きのうの全
協の中で一般質問の35分という限られた時間を決められていましたので、
できれば状況によっては時間を見てほしいなということをお願ひします。

というのは、6月6日にも私のところにこういう、ポストに投書がありま
して、今月6月の議会で質問してくれということに来ています。それで、私

のところ、今回は3つですけど、いろいろ重なったら時間がかかるんじゃないかと思しますので、その辺はよく見てください。

私も、ちょっと前置きが長くなるけど、町の声、町民の願い、そういうものを議会で仕事をさせていただきますということでこういう議会に出てきたことですので、その辺はよろしくお願いします。

それでは、質問の方に入ります。

交通安全について。町役場前の交差点の南西側の歩道が狭く、また、角っこに信号機の電柱が立っています。さらに、電柱に信号機の機械が取り付けであるため通りにくくなっています。そのため通る学生たちも、また、町民の人たちも足田理容店の敷地を歩いて通学しています。あるいは、ほかの人、中には車道をはみ出して通る人もいます。この交差点歩道を安全に通れるように改善が必要ではないかと5月11日の交通立哨のとき、そして、先日建設課の課長と職員と、足田さんとを交えて現地検証を行いました。ということでどのように改善していくのか、答弁をお願いします。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 ただいまの丸山議員さんの質問にお答えいたします。

確かに役場前の交差点は県道の彦根八日市甲西線、敏満寺野口線、甲良多賀線と3つの県道が集まる場所で、交通量も非常に多いところでございます。ご指摘のとおり、特に朝夕は通勤通学、特に中学生の子どもたちが自転車であの交差点に集まって非常に歩行者も多く行き交うところでございます。

質問の箇所の段差の解消や信号機の移動につきましては、今申しましたように県が管理しておりますので、県の方に強く要望していきたいと考えております。

また、近々に県の方から現地を見ていただくように手はずはしておりますので、近々に現地確認を行いたいと考えております。

○藤堂議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 この前、先日、ちょっと日にちは忘れたんですけど、現地検証をしたときに県に申し入れをするということで約束していただいておりますので、この辺の方はしっかりとお願いいたします。

次の2に移ります。

車道と歩道を分けるブロックですね。各家庭の車が出入りするところとずれているため、車の出入りが不便になっています。この解消をしてほしいとの要望が私のところに寄せられました。長寺内も何件かありますが、そのようなところがないかどうか、きちんと調べて対応してほしいと思いますので、答弁の方、よろしくお願いします。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 ただいま議員が申されました歩道につきましては、昭和50年代に設置されたものと考えます。設置された当時は議員が申されるようなマウンドアップ式の歩道が施工するように建設省の指針にもうたわれており、このような歩道が設置、これにつきましては、全国的にこのようなタイプで当時は施工されていると考えられます。その歩道設置におきましても地元と協議しながら施工されたものと考えることと、当時同和対策事業で、補助金による補助事業で工事を行っておりますので、関係法令や関係機関との協議も必要かなと考えております。このようなことをございますので、現時点で早急に対応するということはできないということをご理解願いたいと思います。

○藤堂議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 私がこの問題を聞いているのは、うちの家の前の段差なんですけども、できたらすぐに対応していただいて、そんなに手間暇かかる仕事でないように、私らから見たらそう見えるんですけども、ひとつよろしく願います。

○藤堂議長 建設課長。

○若林建設課長 現場がもうひとつ、ちょっとわからないんですけども、もし個人で改良というか、補修をしていただく場合には、一応町の方に管理者以外が工事するという事で24条の申請をしていただいて役場の方で審査をして許可をおろして工事をしていただくという事はできますので、そのようにお願いしたいと思います。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 私の見るところでは個人ではないような気がするので、町道と歩道なので、その辺がまた。できたらお願いしたいなど。それで願います。この質問を終わります。

次の質問に移ります。

公正な公共工事について質問させていただきます。町運動公園の入り口から上までの舗装工事について、町民から手抜き工事ではないかという声が私のところに寄せられました。このことに関してお聞きしますので、まず最初に、4つお聞きいたします。

池寺地区舗装復旧工事の落札額は幾らか。これは税込みですね。税込みで幾らか。それと、変更されているのは変更後は幾らか。3番目に、アスファルトの厚さを住民から手抜きじゃないかと疑われており、完了検査はどのように行ったかということですね。4つ目に、コア抜き検査を行ったと聞くが、どのような基準か、説明を求めます。

以上、4つの質問、答弁をお願いします。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 それでは、1番目の入札価格でございますけども、当初は1,711万1,850円です。変更後の金額につきましては、1,835万4,000円でございます。あと、アスファルトの厚さを住民から手抜きではないかというふうなことで完了検査をどのように行ったかというふうなことでございますけども、完了時に完了写真がございます。完了写真と、あと納品の数量があります。設計をしておりますので、ここでどれだけの立米数、トン数を使うかというのが出ておりますので、それと納品書とで合わせて検査を行い、また、現地でももちろん現地確認を行って検査を行っております。

あと、コア抜き検査ということでどのような基準かというようなことなんですけど、判断基準というのは県の一般土木工事等施工管理基準というのがございます。それを適用しております、大きい場合には片側延長200メートルに1カ所コア抜きをします。あと、舗装幅が狭い場合には1,000平米に1カ所のコア抜きというふうな基準で行っております。

以上です。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 それで、今のコア抜き検査、何カ所やっていますか。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 舗装が2種類ございます。自然色の舗装と普通の黒い舗装と2種類ございますけども、黒い舗装につきましては2カ所抜いております。面積がちょうど1,300ほどですので、1,000に1カ所ですので2カ所抜いているというようなことでございますけども、自然色につきましてはコア抜きした後全部埋め戻ししますので、その自然色の場合、大変単価が高いということで、県でも自然色についてはコア抜きをしないと。あと、出された写真とか納品の関係で検査をしているというようなことでございます。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 黒い舗装の方はやっているんですけど、この前の24日の日に話をしたときにはやっていなかったと、たしかそうおっしゃったと思うんです。それで、今カラー舗装の場合、やった後すぐに埋めたと言っていたけど、そうではないんですか。どういうことですか、カラー舗装の方は。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 舗装は、乾いてからコア抜きというのをします。でないと厚さが変わりますので。その後に、黒い舗装でしたらいつでもありますので、そのコアを抜いた後穴埋めできますけども、自然色につきましてはコアを抜きますとその部分だけ自然色と同じやつを持ってこんならんとということで単価的に高くなっているということで、県でも自然色についてはコア抜きをし

ていない。黒についてはコア抜きはしています。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 カラーの方はやっていないと。それはどこでもそうなんですか。こういうカラー舗装の場合は。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 そういうふう聞いております。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 それはそれとして、次に移ります。

続いて、3つ、質問します。

カラー舗装と舗装の部分について検査を行った。これはしていないということですね。

それから、舗装工事の材料、黒い舗装は何トン使ったか、カラー舗装はどれだけ使ったか、トン数をお願いします。

それと、3つ目、それぞれの納入数量と金額の報告を求めます。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 カラー舗装の部分についてはコア抜きの検査はしていませんけど、写真によって一応判断はしているということでございますので、その辺をよろしくお願いします。

それと、あと、自然色の納入については180トンです。設計が174トンですので、4トン多く入っております。黒につきましては、納入が176トンで、設計上168トンですので、8トン多く入っているということでございます。

あと、設計上でございますけども、単価は、黒の場合、今の面積と使用数量を掛けて、あと入札率で落としたものが、黒の場合約157万1,000円です。自然食の場合は、731万3,000円になります。

以上です。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 材料は、納入数量は間違いなくその数量が入っていますか。

この間、確かに話をしましたけど、そのとおりでしたら私も多分質問しないと思いますので、もう一度お聞きします。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 納入数量につきましては、明豊建設アスコン部ということで、そこで購入されております。本来自分が自主申告で納品書をつくられた場合は疑うあれはあると思いますけども、よそから購入して、その会社の伝票がついておりますので、それが間違いということは、我々としては、受けた方としてはそれが正しいものだというふうなことしか判断ができませんので、

入ってある数量は間違いないというふうに思います。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 おかしいですね。おかしいです。私のところにあるところから、この舗装工事について資料が届いています。そして、比べてみるとかなり量が違っていています。少ないんです。金額の面でも。だから、こういう間違いができていくということは、数量が大分少ないということは、これに対して説明できますか。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 我々としては実績報告で納品書という業者からもらった、これだけ納めましたよというものがついておりますので、それがついてる限り疑うことはできませんので、それに基づいてやっております。

○藤堂議長 丸山議員、3回に達しておりますけれども、議長裁量で、簡単な質問ですのもう1回だけ。

○丸山光雄議員 ちょっと今ダブったような感じがしました。

○藤堂議長 もう1回だけです。

○丸山光雄議員 わかりました。それと、私の来ている資料とは、とにかく少ないことは少ないんです。

それと、この前も話をしたとき、検査に立ち会っていない。まるっきり業者に任せっきりで、業者に投げやりの感じですが、仕事は。検査には立ち会わない、コア検査にも立ち会わない。ただ仕事をやってくれ。業者の勝手にコアを抜いて、持って行って、オーケーと。そういういいかげんな仕事をしているからいろんな問題で不正が出てくるんだと思います。私ら素人から見たら、業者と職員の癒着が少し感じられるような気がします。こういう疑いのあるような仕事のやり方はやらないようにしていただきたいと思います。

また、次に行きます。

住民の訴えから、この仕事に対して検査をやり直しする必要があるのではないかと聞いていますので、この仕事をどういうふうに終わらせますか。やり直しする予定はありますか。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 我々としては納品書、実績についている納品書とか、あと写真、はかった写真とかで判断しておりますので、それを疑えば今まで出してもうたやつを全部疑ってこんなんというふうになりますので、今回につきましても検査をやり直すというような予定はございません。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 業者から上がってきた伝票ならすべて正しいと、こういう見方ですね。こういういいかげんなことをやっているからいろんな問題が出て

くるんだと思います。確かに私のところには、大分低い金額、数量が来ています。公開しませんけど。

この問題について、最後に北川町長に見解をお尋ねしたいと思います。

現在、町民から訴えがあったアスファルト工事のことも含め、町は今曇りガラスのような状態が続いています。官製談合や不正の甲良町と言われ、このような状態をすっきりした明るいガラス、町政にしてほしいという町民の願いに応えるためにどのような改善策で進めていくか、町長がみんなを引っ張って行ってほしいと思いますので、町長の見解をお願いします。

○藤堂議長 北川町長。

○北川町長 今、この舗装工事について担当課が答弁をいたしました。丸山議員から業者と担当課が癒着というような言葉もございましたが、決してそのようなことはありません。ただ、先ほど指摘された、現場にきちっと立ち会って対応して、検査時にそれも立ち会うというようなところ辺は当然すべきかなという部分はぬかっているというような、私も思いはいたしております。

ただ、計算上で納入伝票、出てきますね。例えば黒の舗装何平米、自然色、カラー舗装何平米というて平米数、それに、例えば舗装の厚みが50ミリであればそれに50ミリ、その、いわゆる体積とか密度を掛けてトン数が出てくる。それと実際の使っている部分の伝票と面積とで計算して比較したら、実際きちっと材料が使われているかどうかの判断は、私はできるのではないかなというように思うんです。

したがって、今回は茶木が言いましたように、平米数、これだけの面積、100平米なら100平米、黒の舗装をやりました。5センチの厚みですよ。じゃ、これに対してはどれだけの舗装材料が要りますという計算は既にできているわけやから、それと納品された伝票を照合すれば、使っているから量的に材料が少のうなっているということは判断できないというように私はそういうように解釈しております。

したがって、今後は検査、最終検査をやるときに担当課がきちっと立ち会うということは、これは絶対条件やというようなことも思いますので、そこらの指導もしっかりとしていきたいと、このように思います。

○藤堂議長 丸山議員。

○丸山光雄議員 しっかり指導していただきたいと思います。お願いします。

次の質問に移ります。

燃えるごみの収集について。燃えるごみの収集は、今、甲良町では週1回ですね。それを週2回にしてほしいとの町民の声が大きくなっています。私のところにも届いています。現在、夏になったときは週2回していますが、ごみは夏場だけじゃなしに、常時ごみが出ますので、1回になっています。

常に年間を通じて2回していただくようにお願いします。他町、豊郷、多賀などは既に2回していますので、週に1回というのは甲良町だけみたいです。そういうことで2回できるようによろしくお願いします。課長の答弁をお願いします。

○藤堂議長 住民課長。

○中川住民課長 住民課、中川です。

議員のおっしゃるとおり、滋賀県内で週1回の収集は甲良町だけというふうになっております。今のところ収集回数を増やすというより、むしろごみの減量に向けての取り組みが重点的になってきているということも含めまして、できれば週1回のままで行きたいなという思いはございます。

週2回にするということで、例えばごみが出しやすくなるという意味で、ごみが増えやしないかとかいう懸念もないことはございませんので、できればそういう形でごみの減量化に向けての取り組みを重点的にやっていきたいなというふうに今のところは考えております。

○藤堂議長 丸山光雄議員。

○丸山光雄議員 週に2回、予定をしているということで、ぜひそれの方に向かってやっていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

言っていなかった。私の耳がおかしかったかな。とにかく2回にしてくださいように町民からのお願いがありますので。

○藤堂議長 特別許可します。

○中川住民課長 ちょっと聞き間違いとか言い間違いがあるとあれですので、とりあえずは週に1回ということでお願いしたいと。週2回の収集につきましては今後の課題ということでもう少し研究、検討させていただきたいということでご理解をお願いしたいと思います。

○丸山光雄議員 これはぜひともやってほしいです。というのは、何件か私、事情が来ているんですわ。これは早急に実現していただきたい。お願いします。

以上で終わります。

○藤堂議長 お願いの部分ですので。

丸山光雄議員の一般質問が終わりました。

ここでしばらく休憩します。

(午後 2時35分 休憩)

(午後 3時55分 再開)

○藤堂議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、11番 西澤議員の一般質問を許します。

11番 西澤議員。

答弁者は、聞かれたことのみ答弁してください。

○西澤議員 それでは、早速一般質問に入らせていただきます。

最初は、福島原発の事故の教訓ををどう活かすかというテーマであります。東日本大震災は、発生からこの11日で3カ月を経ようとしています。死者、行方不明者の方は合計で2万3,571人、そして、いまだに10万人近い人々が避難生活を余儀なくされ、まさに国難というべき悲惨な事態が続いています。その上に福島原発の事故による放射能被害は、ますますその深刻の度を増してきています。この震災で犠牲となられた方々に対し、改めて哀悼の意を表したいと思います。

そして、被災されたすべての皆様にお見舞いの気持ちを申し上げるとともに、救援復興に向けて一地方の議員として自分ができることを取り組んでいきたいと願っております。

申告な事態が続いている原発事故を通して、原発そのものに対する国民一人一人の考え方が大きく変わろうとしていると思います。とりわけ住民の命と健康を預かる首長としての認識も随分変化をされたものと思います。そういう点で、この間せんだって6月6日、町長と面談を丸山議員とともにさせていただきましたが、まず、この問題についての認識をお聞かせください。よろしくをお願いします。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 ただいま西澤議員の方から福島原発事故の教訓をどう活かすかというようなことでご質問をいただいております。

今回の地震については、この日本の歴史始まって以来、未曾有の大惨事というようなことで、本来なら地震発生後の津波対策も10メートルということ想定した形で防波堤なり、されていたというようなことで、ところが実際は15メートルにも及ぶ津波が発生したというようなことで、これは想定外という言葉が出されておりました。

しかし、現実にはそういう想定外の事故が発生するというようなことが起きたわけですから、そのことに対して今後想定外をどうするかというようなことが非常に真剣にこれから対策として立てていく必要があるのではないかな、そのような思いをしております。

したがって、この問題は原発を抱えている周辺の地域だけではなく、我々の住んでいる地域も敦賀原発が16基ございます。その敦賀原発から私たち甲良町を含むこの1市4町、彦愛犬も約50キロ圏というようなことで、実際敦賀の原発でもし何か起きたときに、影響はないのかというようなことを考えたら、そうでもない。風向きによっては直接こっちに放射能が影響

を及ぼすというようなことも出てくるのではないかというような思いをしております。今後、私たちもこういう原発に対して、それを想定した対策というのが必要かなと。

先般もいろいろと勉強をさせてもらっていたら、津波の場合は浸水対策の強化、こういうことがいわゆる防波堤の強化、そういうものが必要である。それと、敦賀の場合も非常用電源の多重化、やっぱり今回一番福島原発でも問題になったのは、電源が皆切れてしまったということによって電気が動かない。そのことが大きな要因にもなった。原子炉の使用済みの燃料プールの冷却注水手段が十分できていなかった。そういうことと過酷事故の対応手順の見直し、あるいは、水素除去手段の改良、原子炉の圧力を下げるベントシステムの充実、こうしたことが今の教訓に対して見直しをしなければならないであろう。原子力発電所を持つ、例えば関西電力、そういうところ、中部電力を含め日本の電力会社すべてがそういう見直しをこれからはしていかなければならない。要は想定事故という部分をはるかに超えているというようなことが大きな要因になったということでございます。

甲良町の場合は、滋賀県が今後そういう意味で防災対策を立ててもらって、それに合わせながらそれぞれの地域性を含めた形で対策を立てていく必要があるのではないか。今現在では、甲良町で、じゃ、すぐどういう形で取り組むかということまでは決めておりませんが、おいおいこれからそういういろんな意見を集約しながら、地域の皆さんの安心・安全な生活をどうやって守るかということを考えていきたい。このように思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ありがとうございます。

今起きている事態は、事故が起きたときの対応が万全に用意をするということで対応がし切れないということが暴露されてきているというように思います。今回の事態は、自然の破壊力の大きさという以外に、スリーマイル島、チェルノブイリ、それから東海村のJCOの臨界事故などの教訓を活かしてこなかった歴代政府の人災と指摘をされていますし、私もそう思っております。

事故が起きたときの初動、避難計画、避難訓練をはじめ、対処法が全く確立してきていなかったことを万民が知ることになりました。ですから、私は想定外というのが通用しないことを強く政府に私たちも含め、また、それぞれの個人や代表機関が政府に迫っていくことが非常に大事だというように思っています。それは、私どもの国会議員であります吉井英勝議員が、2006年に福島原発が受けるであろう大津波の想定そのものがわかっている統計に比べても小さく抑えておりました。冷却機能の完全喪失を警告をしていた

にもかかわらず、その当時の担当の省は、吉井議員の指摘に対して対策をとっていききたいという答弁がされています。これはネットでも確認ができることであります。対策の手を打ってこなかったことにあらわれております。

日々の報道を見ますと、福島原発をめぐる、事故をめぐるは終息どころか次々と放射能汚染の拡大、そして、汚染を根本的に封じ込める対策の手が打てていないなどの申告な事態が報道されています。特徴的な例を1つ挙げますと、福島第一原発の汚染水の流出のおそれ、これが指摘をされています。その量は、同原発の外部放出限度、これは法律で決められていますが、なんと72万テラ、テラというのは1兆倍でありますので、72万兆ベクレルとなります。何と327年分に相当する放射能であるそうであります。しかも、それぞれの対策のほとんどは政府が直接行うのではなく、事業者である東京電力に指示を行って東京電力の報告をそのままのみにする政府の無責任さも同時にさらけ出しています。

これらは、ありもしない安全を振りまいてきた歴代政府の原発行政からの決別を教えているものと思います。私どもは、脱原発をめざすとした政治決断を一刻も早く決断し、そして、ゼロに向かうための自然エネルギーへの転換など、期限を決めたプログラム策定を提唱しているところです。そのもとで現在ある54基すべての総点検、建設計画は中止をすること、これは菅首相が今現在計画をしている14基でしたですか、これは中止をするということを一時的に発表をしました。老朽した炉、原子炉、これの即時廃止などの当面の安全対策も主張しております。

福井県の知事は、新聞報道を見ますと、定期検査中の1号機、これは41年経過をしている原子炉であります。これは運転再開を認めないと表明をして、きのう付の新聞で安全保安員が運転再開に否定的な見解を発表したと報道しています。そういう点でも改めて担当課が、この原発そのものの今の状況、つまり未完の技術であることを認識をした上での対策が必要だということに思いますので、改めてその対策を打つこと、そして、原発事故に対して福井原発のほん間際にいる滋賀県、そして、町長も答弁をいただきましたが、50キロ県内に私たちは住んでいるということ併せて考える必要がありますので、改めて見解を求めたいと思います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 今、西澤議員さんの方からおっしゃっていただきました。確かに大きな被害とともに、数年がかりの課題を持った大災害になってしまっているという状況でございます。

大量の放射能で市民生活や経済面にも大きな影響を受けているという点、また一方、原発につきましては日本の総発電量の約3割を占めて、電力の3

割を支えているという現実もございます。そういうふうなことも考えながら私どもの方も、よりこれを教訓に災害に強いシステム、あるいは各種の計画の見直し、身近なところでは電気の節約等々のことを考えながら、国、行政、企業、国民がそれぞれエネルギーをどう考えていくかということをお求められているという思いもいたしているところであります。

特に国の方に働きかけようというふうなこともございまして、4月27日には全国町村会で東日本大震災の復旧・復興と原子力災害対策についての緊急要請を実施をしていただいております。

また、県の方でも関電の方にもお話を、懇談をいただいたり、また、今度15日には関電に来ていただいている説明も受けていきたいというふうなことで、私たちの原発に対しての思いについて理解を深めてまいりたいというふうな思いでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 原発の問題は、これは3割を超える電力供給をされているのが現実ですけども、実際今振り返ってみますと、安全を振りまきながら実施してきた、そういうことでありますし、政府の方が自然エネルギーへの転換をさぼり続けてきたというように私は指摘をしても過言ではないと思います。これはドイツと比べても非常にはっきりしています。ドイツは閣議で2022年までに原発をゼロにめざすということで自然エネルギーを3割を越す37%でしたか、こういうプログラムをつくって実施をしています。

一方、フランスは電力供給の8割を超える国でありますけれども、どの地域でも国民の不安が高まっています。そういう点でも、この原発そのものに対する認識を私たちは深めていく必要があると思います。

次に、2つ目のところで、そしたら、町の防災計画はどうかということ、私も改めて見直してみました。分厚い、今日は持ってきませんでしたけども、甲良町地域防災計画、この中に福島原発が事故を起こしたときの想定がございません。これは国の指針、それから、県の指針とも関連をしていますが、町が独自でその必要性を検討して避難計画などの指針の見直しが必要だというように思いますが、見解を求めたいと思います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 私インターネットの方で敦賀原発からどのぐらいの距離に甲良町があるのかということで見たんですけども、私が見方が悪いのか64キロぐらい離れていると。彦根市で50なのかなという思いをしています。ただ、それが安全なのかどうかというのは今のところわからないという状況ではございます。

国の方の、先ほどもおっしゃっていただいた防災指針からいくと、滋賀県

の原子力防災の基本方針につきましては、人体に影響が及ぶおそれはないということで滋賀県の防災計画はでき上がっております。そういうふうなことでございましたが、福島の中でE P Zという防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が、国の方は8キロから10キロ程度というところで見られておりましたけれども、それ以上の範囲で大きな影響を受けているということでございまして、県の方でも県民の生命を守るということを最優先に緊急的対応として県独自の計画策定、防災計画の見直しに入ったというものでございます。

先ほどの西川議員の中でも言わせていただきましたけれども、検討委員会の中では避難計画、あるいは環境放射線のモニタリング体制の強化の見直しというふうなことも聞いております。私たちの方でも、そのE P Zの範囲は何キロなのか、また、敦賀からの風向きのデータ等々のものを注目しながら今後の対応をはかっていきたいというふうに考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 私たち国民もそうですが、地方自治体は、政府が振りまく原発は安全だということの、今後こういう点で安全神話を振りまいている問題は単純に乗っていくことができないという批判力を持つに至りました。残念な結果でありますけれども、そういう私たち学習をいたしました。

報道を見ますと、人体に影響がないというならば、大都会の真ん中で、東京の都庁の真ん中でつくるのかといったらそうではありません。やはり過疎で苦しんでいるところに原発の立地が次々とされているのが全国の状況です。そういう点でも、これはまやかしたということをはっきり見抜く必要があると思います。

先ほども話が出ましたが、全国54基あるうち、福井原発、町長16基と言われましたですけれども、今廃炉になっているのを計算しますと14基が稼働をしています。原発銀座と言われている、その上、14基のうち7基が30年以上経過した原子炉であります。事故が起これば若狭湾からの風向きでは近畿の水がめである琵琶湖を放射能汚染される危険が非常に高くなっていることが警笛をされました。

現在、福島原発の避難範囲、これは40キロ離れた飯舘村が全村避難でありまして、私はアメリカがとっているスリーマイル島の事故を受けた後の危険指定地域、これが80キロ圏に設定をされています。この危険地域に滋賀県、琵琶湖が、そして私たちがすっぽり入ってくるわけです。今でも国の基準は8キロから13キロを重点にしています。滋賀県も国いいなりで成り行きを見守っているだけ、新たな避難対策基準がいまだに出されていません。だからこそ私は甲良町が率先をして福島原発の惨状を教訓にして、福井原発

事故に備えて最悪の事態を想定した避難計画の確立、ヨウ素剤の確保、放射能モニタリングの体制の強化や線量計の配置、被曝検査や除線施設の設置など、具体的な内容を盛り込んだ原子力発電所の災害対策へと、この地域防災計画を発展させる必要があると考えていますので、この政治決断が非常に大事だと思いますが、見解を求めたいと思います。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 おっしゃっていただいている点、非常に注意していかなければならない点だと考えております。

平成18年に策定いたしました防災計画でございますけれども、ご指摘のとおり、原発事故の項目はございません。滋賀県の方でも、今原子力災害対策編の見直しにかかっているということで、そこら辺の内容で議論の内容や市町への意見照会をされてきます。これから首長会、知事との懇談等々のもの、そして、避難対象についての議論を担当ベースでも重ねてまいるような話になってこようかと思っております。そういうふうな中でのデータ等々のものを見ながら3月末には県の防災計画の見直しを完了していくというふうなことでございますので、そこら辺の状況を見ながら判断をしてまいりたいというふうに思います。

ただ1点ですけれども、今、国の方では検証をするということで今日の新聞にも載っておりましたけれども、これから新たな基準見直しがされます。今現在県が進めております防災計画の見直しも、国の防災指針に基づくものではなくて、緊急的というふうなもので、本来的な見直しにかかっているのはもう少し後ということでございます。そういうふうなことも含めまして、本町の町民を守っていくという立場で、議員がおっしゃっていることも含めて、今後しっかりと見据えていきたいというふうに思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この問題で、最後に町長にお尋ねをしたいんですが、町長は、知事や、それから政府の要人、また町村会などで政府の方々、それから県の職員ともお会いになる機会も多いかと思っております。そういう点で、この原発に対する取り組み、そして、危険を除去をするという点からして、ぜひとも行政なり、それなりの要請をしていただきたいなと思っております。それが1つです。

そして、もう一つは、この原発事故に対する対応、これは国と県の指針が出されてくるわけですが、この問題で私は先走りをしてペナルティーをかけられることはないというふうに思います。そういう点では、実施に向けて甲良町としてこの地域防災計画の中に原発事故を想定した内容を早期に盛り込むということでは着手していく必要があるのではないかと思いますので、

その見解を最後をお願いいたします。

○藤堂議長 町長。

○北川町長 私の方も県の町村会等、今度も14日に町村会の首長会がございますし、それから後、知事との町村会との懇談会も計画がされております。これはにわかに、本来なら知事との懇談は11月しかございませんが、今回は特別にそういう懇談会が設定された。その前に町村会の首長会をやったということは、多分今の原発の問題も含めていろんなこれから対応をどうするんやということで話し合いがあるのかなというような思いをしておりますので、そういう機会でいろんな話の中に入っていきながら進めていきたい。

先般も4月26日に県の振興局と1市4町の首長とで合同会議がございました。県の新年度の方針やらもありましたが、その中で私の方から、彦根と米原と長浜と高島が福井原発に対していろいろ要望やら、そういうのでやっておりました。そのことを聞いておりましたので、その中に彦根の隣の1市4町もぜひとも入れていただいて、今後そういう話し合いの中に参画をさせていただきたいというような要請もさせていただいております。したがって、今後はそういういろんな形で取り組んでいきたいなというような思いをしております。

もう1点、あってはならないことですが、やはり甲良町もそれぞれの地域の住民を守るというようなことで防備も備えていかなければならないなというような思いもしております。ヨウ素剤とか、あるいは放射能を測定する線量計とか、あるいは防護服とか、そういうものを各自治体も、今ぼちぼちと予算を、この5月の補正予算で組んでおられる自治体もあります。そういうのを見させてもらっておりますので、ここら辺は原発から50キロ、60キロ圏内の我々のところやったらどの程度までが最低限必要かというようなことも調べながら、そういう対応も今後は取り組んでいきたいと、このように思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 放射能は遺伝子に働きかけて悪さをします。そして、細胞分裂のときに障害を発生させるということですから、とりわけ子どもさんや妊婦さん、そして、小さい子どもさん、成長ざかりの方に影響が与えられるということで、将来を担う子どもたちを守るという立場でお願いしたいと思っております。

次に、住宅リフォームの補助制度のことについてです。

先般、黄色い住宅リフォームと補助事業についての6月1日付の町の配り物の中で出されました。私は、この内容で前進をして、実施が始まることについて大いに歓迎をしたいと思っております。

ちょうど先日、全国商工新聞とあって大工さんや職人さん、それから小さ

な商店街の方が集まっている組合の機関誌に、全国で330自治体が実施している一覧表が載っていました。滋賀県は7自治体でありました。その中でも甲良町のこの補助率、そして補助限度、遜色がない状況、つまりすべてオーケーとはいきませんが、スタートという形で私は評価できるのかなというように思っています。

そこで、今回原発事故を教訓にした太陽光の発電、これが非常に見直されています。この補助だけで、自治体の補助だけで全部前進するというようには考えませんが、その1つのインパクトになってまいります。それで、補助率、補助額の引き上げが必要ですし、次に手続の点では、6月1日発表で、このチラシを見ますと7月8日が締め切りということで、非常に短いというように思います。検討期間で今まで直したいと思っている方が即座に申し込むことができますし、いろんな検討をして、家庭でお話し合いをされるということから見た、この受付期間延長が必要ではないかと思いますが、まず、この見解をお願いいたします。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 この黄色のチラシを全戸配布をさせていただきました。ここには7月8日までの2週間の募集期間でございますが、これにつきましては事前申請書を出していただくというところで進んでいきたいというふうに考えております。これにつきましてもいろいろと検討も重ねてきましたが、申し込みがどれぐらい来るのかという想定もできませんので、いったんここで区切りをさせていただいて、今後の申し込み状況に合わせ延長するなり、また、いっぱいになればその辺の財源調整もしながらどうするのかは、それ以降に検討しながら進みたいというふうに考えておるところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ちょっと聞き漏れたのかもしれませんが、受付期間については申し込みの状況によって延長も考えるということではよろしいのでしょうか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 そのとおりでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 ぜひ注目されている事業でありますし、地域おこし、そして、中小商工業の町の商工会の建設部会の方からも出ている陳情を見ますと、これにも合致をするのかなと。入札制度の問題で書かれていますが、建設業者の置かれている現状から見て、こういう仕事おこしという点で合致していくかなというように思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に進みまして、工事完了検査が正確、公正に行われているかという点は、丸山議員が質問をいたしました。私はこうだからこそ業者がなめて町をか

かっているというように思います。町民の税金が有効に、かつ公正に使われているかという観点で、町の幹部が日々仕事をしているかという点で私は厳しく問われています。

その立場で検証ルールがつくられているのか。例えば、福祉空間の工事は1年程度でふぐあいが生じました。また、町民から丸山議員が取り上げました舗装工事での手抜き疑惑が指摘をされ、それなりの証拠が寄せられています。福祉空間の工事では建設1年でたるみなどがあらわれてきていますので、鉄骨そのものの強度まで疑問が持たれています。

そういう点で、舗装工事の方でコア抜き検査、これは立ち会っていないということが明らかになりましたし、町長の方も、これは改善の必要がありという認識を示されたと思いますが、5月24日、議会事務局で担当課、そして前任の職員に事情を聞きました。写真で確認をしているというものの、写真は表面だけ、そして、コアについても、コアを抜いたという写真と、それから現物があるだけであります。2つのコアを検査の証拠として持ってこられましたけども、自然色の分はございません。

そういう点で、まず、コア抜き検査、これ、数量から言うても約5.5倍ほどの金額、単価的には4.5倍ほどかかっています。この自然色の部分についてコアを抜いていないということについて、再度改めて、どこも抜いていないので甲良町は抜いていないということでは通用しないというように思います。平米数から見てもこれは基準を満たしているというものの、高い単価、これ、課長の答弁から見ても180トン業者から納入をして174トン、使用している。つまり6トン大目に納入している。そこから自然のコア分の、抜いた分、埋めることができるんですよ。だから、コアを抜いたところが新しくコアを入れるのにはお金がかかると。そんなことできませんというのは通用しないんです。ですから、そういう点で、なぜ自然舗装の方のコアの検査がないのか、改めてお尋ねします。

○藤堂議長 水道課長、質問者が違いますので、先ほどの答えでも結構ですので、再度の答えはいかがでしょう。

水道課長。

○茶木水道課長 先ほど丸山議員に申し上げたとおりでございます。大目に入っているということなんですけど、実際コア抜きするのは、舗装が固まってからしかコア抜きしませんので、そういう形でやっているというようなことで聞いております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 先ほどの答弁の中で、自然色、納入数量と支払い金額、731万3,000円が自然色、そして黒の方が157万1,000円ということで

ありましたが、何の間違いかわかりませんが、間違いからこの納入数ではない資料が私どもに届いています。これと比較をしますと、大いに違ってまいります。例えば自然色では650万ほどの差があります。そして、黒については町の方の報告の方が少ないんです。ところが、自然色は650万少なくなっています。こういう点で、その差額が利益として使われている。つまり、税金がその分余分に使われているのではないかという疑問が持たれるところなんです。

ちなみに、入札結果表を調べてまいりましたが、落札をした施工業者は2番手であります。1番手は、税抜きで言いますが、甲良町内の業者で1,698万円、そして、落札をした業者は1,629万7,000円、つまり2番手に高い業者が施工をし、そして材料を抜いているのではないか。その施工をされているときに眺めていた町民の方が、あまりにも薄いなというので丸山さんのところに訴えに来られているんです。こういう疑問についてどうのように答えるのか、再度お尋ねいたします。

○藤堂議長 水道課長。

○茶木水道課長 必要に応じて現地は行っておりますけども、あと、我々が最終的に判断できますのは、写真と納入された材料の使用数量というようなことでございます。あと、現地の確認を行いまして、総合的に検査の判断をいたしている次第でございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 企画監理課の方にお尋ねしますが、つまり、検査のルールがあってルールどおりしていない。それとも、検査のルールそのものがないのかという点で大きく変わります。5月24日にヒアリングをしたときには2カ所抜いた。2カ所抜くことについてはどういうルールのもとでやっているのかといったら、ルールは、規定はこれといって決まっていませんという回答でありましたので、再度確認をいたします。よろしく申し上げます。

○藤堂議長 企画監理課長。

○米田企画監理課長 工事の完了検査についてということでございます。

本町の工事の完了検査につきましては、まず、工事の関係で、土木工事につきましては測量設計が基本となっています。それを受けて業者の委託をしているということでございます。

建築については、設計管理が基本でありますので、設計管理業務を業者委託しておりますということで、工事の施工の段階でございますけれど、土木、建築とも設計書の工程により工程管理、また品質管理、写真整備、現場管理を業務委託業者、また担当者及び請負業者が現場において打ち合わせを行って工事を施工しているということでございます。

その積算の基準といたしまして、工事費の積算については県土木に工事標準積算表というのがあります。また、現場の管理の出来形管理については、一般土木工事等施工管理基準にて、検査については施工管理基準により実施をしているということを担当の方から確認をとっているところでございます。

本町においての工事完了検査の体制については、現在9名の検査員を任命いたしまして、工事成績評定表に基づいて工程管理、品質管理、写真整備等々の検査を実施しているところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この9名の検査員が運動公園、問題になっている、町民から指摘がありました運動公園の舗装工事は立ち会っていないということが課長の答弁でも明らかになりましたが、こういう業者に甘いわきを見せないということが大事な点で、今後この資料の公開と、差額が非常に大きなところで指摘をされています。これは今後問題になっていくだろうというように思いますので、次に移ります。

5番目に小川原地先の田の砂利おこしについてお尋ねします。

問題になっている場所は、ちょうど甲良町の水源にかかわるところでありまして、水神さんが飾られております。そういう関係から、この問題は当初から埋め立てにかかわっておかしなもの、つまり産廃とか、それから、水源を汚染するようなものが埋められたら困るからちゃんと監視をしてくださいという、これは既に亡くなられた方ではありますが、小川原の総会の中でも、これ、論議がされて、その方が発言を25分ほどされて、当時町会議員の濱野圭市議員も町にぜひ言うということをおられますし、区長さんも、また、元議員の北川孫之丞さんもこういう問題は解決せなあかんということなので発言をされているそうであります。そういう点で、この問題が単に農業、農地の不法使用だけにかかわらないというように思います。

そして、2つ目は、この種の事案で適用される法律が何なのかということでお尋ねをいたします。

そして、3つ目が、その法律が遵守をされているのかどうか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 まず、第1番目の、水源にかかわることを認識しているのかという点につきましては、本町につきましては地下水源を上げて町民に水を供給していることから、地下水であるというところで認識をしております。

それから、この種の事案で適用される法律はということですが、いろいろと調べてみますと、いわゆる砂利採取法にかかわる部分については、これは県許可の部分になりますし、それから、この県許可がおりれば農地法

の一時転用というふうな形になってくるのも1つでございますし、また、やり方が、土地の所有者が土壌改良だけでやるというふうなお話でございますので、この場合については農地法に係る一時転用については許可不要であるというふうに示されているものでございますので、今はそういう状況の中でやっておりますが、長年放置というか、時期が長くかかり過ぎているという部分については一定の指導をしていかなければならないというふうに思っているところでございます。

遵守されているのかという部分になりますと、土壌改良とか、そういう部分になりますと、農地法上は許可不要というふうなことで県にも聞いておりますが、その取り扱い、今のやっている行為についてどうなのかというのはまた県と協議も必要かなというふうに思います。昨年4月にも県の方も現地確認等も行っていただいている状況ですし、また、今後再度その辺の調整はしていくというふうに考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 正面を向いて取り組んでもらわんと、3年ですよ、放置されているのが。3年放置されているのが土壌改良でいけるのか。つまり、田の耕作者が土壌改良をして、その田を耕作する上で土壌改良しますと。しかし、明らかに砂利を採取しているところの写真も撮られています。私も見せていただきました。という点では、そういうあれこれの言い逃れができない。そして、今、県の許可と言いましたが、何らかの許可を受けていないという点は確認できますか。

○藤堂議長 産業課長。

○茶木産業課長 当時は、土壌改良ということでございますので、砂利採取は別にして転用関係については許可は出しておりません。今の状況で、砂利採取法というおっしゃられている部分に該当すれば、砂利採取法として必要であるということで、今は許可は何もないです。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 これはぜひ県と連携をして、土壌改良で工事を始めたのであれば、土壌改良の現状でないということで警告文をきちっと出すと。こうでないと、それこそなめられているんですよ。舗装工事と同じ業者でしょう。だから、そういう点では町の態度を見られているという意識で取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、土地の裁判が終結をいたしました。この放置土地の判決をどう受けとめるのか、教訓をどう活かすのかという点で、担当をされた課、ないしは町長の見解を求めるものであります。

1つは、過去の済んでしまった事件としないこと、これが大事であります。

判決文をいろいろと見てみますと、現在に生きる法律の示唆が書かれています。そして、金額を請求すべきと判示をした部分、これは非常に、ごく当たり前の法律論を展開して約73万円、利息も入れますと111万一千何がしが支払われたわけですが、まずこの点について、原課の中でどのような論議、そして、この教訓をどう活かすかという論議がされているのか、お尋ねいたします。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 今ほど質問の中での①、②の部分でご質問いただきました。

この①の部分に関しまして、まず、裁判での判決、これにつきましては事実誠実に受けとめまして、現在、また今後の課題に対応する必要があるということでそのように進めていくということでの内部打ち合わせもやっております。

また、2点目の請求すべきと結論が出た判示についての意味をいかに受けとめるかということに関しまして、対応しております問題については大変難しい諸要素が絡んでいるものが沢山ございます。その中で長期化しているという部分を含めまして、その問題に対する対応の甘さが指摘された内容であるという認識をしております。不十分な部分につきましては、見直しなり、班性もした中で今後活かすように進めるということでの協議をしているところでございます。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 続いて、却下された部分であります。この却下された部分、読んでみますと、監査請求の段階から対象となるべき住民に課税せよという内容が盛り込まれていなかったため、訴訟の段階になって新たに加えた主張は訴えの期限が過ぎたもの、こうして却下されたものであります。町が本来的に住民への課税事務を行っていたと認定したからこそ却下したものではありません。つまり、私たちの訴えが、理由が通っていないということで却下されたものではありません。監査請求の段階に出していなかった主張を裁判で出してはあきませんよという基礎的なルールです。

さらに、採用されなかった主張の中でも、同和対策事業の終期である平成14年3月31日から、少なくとも5年経過してもなおかつその目的で取得した土地の払い下げ等が遅延したことは裁量権を逸脱したものと言わざるを得ずということで、遅延したことについては町の言い分は正当な事由に該当すると評価し得る事情は見出しがたいとまで断定をしているんですね。

そして、前々町長ですが、就任をしている期間、これのときまで、19年までいなかったということで違法の確認がされなかったものであります。この却下された部分についての認識をお尋ねいたします。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 今ほど却下された部分についての内容につきましては、議員さんのほうからご報告があった趣旨とほぼそのように受けとめております。

しかし、その部分全体も含めまして、今の内容、判決以外の部分も含めまして今までとってきた慣例的な対応で今後も動くということやなしに、この指摘のあった部分以外の部分も含めまして、今後の整理業務全般の中で再度今後検討して解決に努めたい。それこそ問題が多うございますので、議員各位におきましては多くの関係者の方の力が必須になる事項でございますし、町民さん、住民さんの協力と併せて多少お時間はいただくということのご理解をいただきたいとは考えておりますけれども、慣例どおりでなく、再度前に進むように進めていきたいと考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 この土地裁判については、丸5年を経過して、事業量も大きな金額を払いました。

また、町からも顧問弁護士への150万、先ほど上程された弁護士料、こういう点では費用もかかることになりました。このことが将来に同和対策事業だけではなくて、ルールどおり、そしてまた、町民が住める甲良町づくりという点での示唆を与えているものだというように思いますので、担当課だけではなく、各課においても、また町政全体でこの教訓を深めていただきたいというように思っております。

次に、改良住宅の払い下げの件と関連をして、去年の3月、暴力団の町営住宅や改良住宅での追放の立場の条例を制定することになりました。

しかし、私が相談を受けていますトラブルの発端は、もうすぐ3年がたとうとしています。こういう点でもトラブルの解決に向けての対策が必要です。甲良町が管理をする施設で起きたことでありますし、この1件だけの改良住宅が一般公募にかけられたことからトラブルが始まっております。解決の基本線をつくる責任は、当然当事者同士というお話がよくございます。

しかし、町の施設で起きたこと、そして、先ほども言いましたように、一般公募で入ってきた方との地域コミュニティーの関係で、全く知らない方が入ってきたことによってトラブルの起きた問題であります。そういう点では、この解決のルールづくりを町が行うという点で明らかだというように思いますが、その見解を求めたいと思います。

同時に、この根本的な解決が図られる前にトラブルの緩和のための、例えば入り口を変えるとか、それから、緊急避難で空き家のところに移っていただくとかいう方法がございます。そのことも含めて町のイニシアチブが必要だと考えますが、見解を求めたいと思います。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 今のご質問でございますけれども、基本的に改良住宅の払い下げの関係と、今回の暴力団追放の立場というのは、基本的には別の内容と考えておりますけれども、今、議員さんの方からありましたように、至る関係で関連が出てくるケースはあろうかと考えています。

具体的な内容として、1点目で挙げておりますトラブルの基本的解決の関係につきましては、今ほど議員さんの方からありましたように、基本的には住宅居住者の方々、楽しく暮らしていただくという意味での、その居住者間のトラブルにつきましては、第一にはコミュニティー、住んでおられる方の双方の理解と助け合うという気持ちを持っていただいた中での解決が一番というふうには考えております。

その部分を含めまして、今、具体的な案件での答弁も求められていたように思いますけれども、今、トラブル緩和のための仲介のイニシアチブの發揮というような内容でございますけれども、私どもも含め、問題につきましてもイニシアチブというのは先導的な、今までの過去にとらわれないというような意味合いというふうに認識した中で、そういう取り組みにつきましても、うちも法令遵守のコンプライアンス、それにひっかからない程度にその確保と併せまして広域的な見知の方から対応はしていく必要があるというふうな認識はしております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 改良住宅の払い下げ事業とリンクをしてくるというように思いますが、それまで待てないという状況が生まれています。そういう点では、先ほども言いましたように、一般公募で入ってきたがためにトラブルが起きています。そういう関係からも、居住者、改良住宅を所有する、こういう歴史的な経過でその方が入居をされ、そして、安心して継承したいと考えておられます。そのことがやりにくい状況があるわけですから、それをしっかりと受けとめていただいて仲介に入ると。つまり、裁判所で言うあっせんという法律上の意味ではなくて、行政が温かい、2人の間に立ってけんかをしないようにということを、以前の経過もありました。こういうことができないかというのも模索の対象というように思いますが、再度見解を求めておきたいと思えます。

○藤堂議長 人権課長。

○中山人権課長 ご質問にありました住民の方それぞれが双方に暮らしやすいという立場で、今入っておられる権利者、住宅の関係の違う立場の移動なりのお話、これにつきましては、先ほどもちょっと触れましたけれども、法令遵守という部分もございます。その部分との関係も含めまして町の方で直接

ということやなしに、住民さんからの申し出の協議という部分も含めまして何らかの方法での解決策があるかということは模索もしていきたいと考えております。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 非常に切実な訴えを担当課、そして、総務課の方にもされておられますので、ぜひよろしくをお願いします。

次に、最後に、不当要求対策官の位置づけの問題で、私、考えているところを質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

行政における不当要求とは何かという点で非常にあいまいな定義づけだのように思いますが、4月からの対応実績、そして、不当要求の具体事例、どういうものがあつたのかというのが報告をいただきたいと思ひます。

2つ目に、私が立ち会つたケースでは、要求がなかなか進展せず、担当官に理解をしてもらえず、声が大きく荒くなることはよくあることです。しからばといて行政からのトラブルのもととなつた行政側の不公平は問題としないのかどうか。このことについてお尋ねをいたします。

それから、資質の向上、これは全体の奉仕者の精神、これは地方自治体、公務員の精神であります、この対応が必要です。不正には毅然と対応する、これはもちろん不当要求対策官だけの1人の問題ではございません。町全体、町職員全体の課題だと考えますが、認識をお尋ねします。

○藤堂議長 総務課長。

○山本総務課長 それでは、お答えをします。

不当要求についての内容、意味合いですけれども、行政対象暴力も含めてですけれども、私ども考えておりますのは、暴力行為等社会常識を逸脱した手段によって要求の実現を図る行為、威圧的な行動によって職員の身の安全について不安を抱かせる行為、正当な理由もなく面談を強要する行為、正当な権利行使を装つた違法な、または社会常識を逸脱した手段により機関誌、図書等の購入、または工事の計画の変更、工事の中止、下請の参入、または不当な補償等を要求する行為、庁舎等の公共施設の保全および秩序の維持ならびに職員の事務事業の執行に支障を生じさせる行為と考えております。

具体的にどういふふうなことかといふふうなことでございます。4月から企画管理課に不当要求対策官の設置をさせていただきました。今年に入りましたも、ちょっと職員の胸ぐらをつかまれたりとか、殴りかかろうとされたりとか、暴言が長時間にわたつたりといふふうな事例はございます。一応対策関係では納税関係のもの、あるいは入札関係のもの、それと、ちょっと福祉関係のもの、病気等にかかわるトラブル、そういうふうなものを含めまして調査記録の方では4月3件、5月が5件といふことで記録をいただいでい

るところでございます。

公務員の関係では、地方公務員法30条で、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念するとなっております。

また、32条では、法令、条例に従うということで、コンプライアンス、法令遵守がうたわれております。議員おっしゃるとおり、公平、公正で誠意を持って職務に対応するという事は必要なことでございます。これにつきましては、いろいろと職員研修の中でも過去3年間1回ずつでございますけれども、コンプライアンス、あるいは公正な職務執行、不当要求等々に研修をしまいったわけでございます。おっしゃっていただいているように理解をと、職員が理解しないというふうなことで、間違った対応をしているときには直ちに訂正とおおびをしながら法令に、ルールにのっとった適正な手続で事を進め、住民の方に説明、ご理解をいただくという対応をとらせていただきます。

従来、議員の皆さんからもおっしゃっていただいておりますように、過去とは違うやり方を刷新すべしというふうなことでおっしゃっていただいておりますので、例えば、住宅関係の滞納問題につきましても、また、納税関係のものにつきましても、従来とは違う法令に遵守した形での対応をさせていただいております。その中で住民の方から、前と違うやんかというようなことや、それが語気が荒くなったり、少し過激になったりというふうなことはあるかと、そういうふうな事例が出ております。そういうふうなときにも不当要求対策官の方が寄り添いながら、町長の公約でもございます、職員が自信を持って職務に専念できるような形で住民サービスを向上させたいという趣旨に照らした形で設置をいただいておりますので、そのような形で、いろんなこともあろうかと思っておりますけれども、見守っていただきたいというふうに思います。

○藤堂議長 西澤議員。

○西澤議員 胸ぐらをつかむとか、刑法で対応する問題でありますし、また、法の厳格な運用という点から見ても、それから、町職員の安全確保という点から見ても、両方がルールある対応をしていくというのが非常に町民からも、また、職員からも大事な点だと思います。

私が思いますのは、官製談合のような職員が関与する不当要求、これは発覚がしにくい問題であります。小さな町ですから、なかなか何らかのつながりがあります。職員はすきがあれば不当要求の誘惑にさらされます。このように考えると、不当要求対策官1人の任務では私はないと思っておりますし、そのことを中心にしながら、町長を先頭として職員集団が結束して対応するこ

とが私は大事だと思います。

その姿勢は、不当要求に対してだけではなくて、町の大きな課題、せせらぎの里のこうらが真に農業振興の拠点として発展するためには何が必要かとか、それから、平均寿命の県下ワースト1からの脱出を後世的な目標として実践をどうするのかという点で、大きな町職員の意欲的な仕事につながるといように思います。そういう点でも不当要求対策官1人の問題ではなくて、町職員が全体として町の発展、そして町民に奉仕するという公務員らしい規律でお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○藤堂議長 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。6月10日9時から産業建設文教常任委員会が開催されますので、ご出席の方、お願いを申し上げます。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時25分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 藤 堂 与三郎

署 名 議 員 丸 山 恵 二

署 名 議 員 木 村 修